

# The Survey to Make Land Ledgers in Ishikawa Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Okuda, Haruki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00029552">https://doi.org/10.24517/00029552</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 石川県の地押調査

奥田晴樹<sup>1</sup>

(2003年8月29日受付, Received August 29, 2003)

(2003年9月11日受理, Accepted September 11, 2003)

### The Survey to Make Land Ledgers in Ishikawa Prefecture

Haruki OKUDA<sup>1</sup>

#### はじめに

地押調査は、明治17年(1884)3月15日付の太政官布告第7号で地租条例<sup>(1)</sup>が制定されたのを受けて、同年12月16日付の大蔵省達第89号で「地租ニ関スル諸帳簿様式」<sup>(2)</sup>が定められ、その諸帳簿を整備するため、翌18年(1885)2月付の大蔵大臣訓令主秘第10号<sup>(3)</sup>でその実施が指令されて開始される<sup>(4)</sup>。その作業は、大蔵省でその実施の監督に当たった有尾敬重が、後年の回顧談で「第二回の改租」と評したように、地租改正事業に匹敵するような大事業となった<sup>(5)</sup>。

10年近くの日時をかけた地租改正事業をもってしてもなお確定しきれなかった、土地の各地片ごとの地種・地目・反別・地価などが最終的に確定をみたのは、この地押調査によってであると見られる。しかも、この事業の実施が地価修正の機運を高め、明治22年(1889)8月26日付の法律第22号で公布された田畑特別地価修正法による3府39県における地価修正をもたらしたといわれる<sup>(6)</sup>。なるほど、「第二回の改租」と評されるのも頷けよう。

しかしながら、こうした地押調査についての研究は、地租改正と比較すると、まことに寥寥たる有様である。

福島正夫は、地租改正の成果の固定という視点から、この事業の経緯を簡潔に紹介した上で、その内容を異動地の整理、反別の再丈量、帳簿地図の調製の3点に整理しているが<sup>(7)</sup>、土地制度史研究からのアプローチはこの福島の研究に尽きると言っても差し支えなからう。研究の主流は、明治前期の土地制度改革に伴って作成された土地図面への関心からのものが占めているように見受けられる。塚田利和は、地租改正事業の中で作成された土地図面に関する研究の一環として、地押調査で作成された土地図面を「地押図」と称し、その作成方法などについての史料を紹介している<sup>(8)</sup>。また、佐藤甚次郎は、明治前期に作成された土地図面を「地籍図」と概括的に称した上で、それを明治初年の検見における耕地絵図、壬申地券公布の際の地引絵図、地租改正の際の地引絵図、内務省による地籍編纂の際の地籍地図、地押調査の際の更正地図に分類し、それぞれの作成経緯と特徴などについて考察し<sup>(9)</sup>、また神奈川県的事例に関する詳細な研究も行っている<sup>(10)</sup>。地押調査の研究としてはこの佐藤のものが今のところ最も重厚であり、各府県での実施過程について、事業実施のために設けられた準則などを中心に検討が加えられている<sup>(11)</sup>。

これを要するに、地押調査の研究は、いわば発展途上

<sup>1</sup> 金沢大学：教育学部教授

の状態にあり、佐藤の研究でようやく各府県での実施過程に関する基本史料の発掘と検討が始められた、というところであろう。ここでは、佐藤の研究にも登場していない、石川県における地押調査について、地価修正の問題を中心に検討するとともに、地押調査に引き続いて実施された地籍編纂事業についても関説しておきたい。

## 一 石川県の地押調査

福島正夫が作成した「地租改正年表」<sup>(12)</sup>から地押調査に関係する事項を摘出し、若干の補正を施して以下に掲げておこう。

表1 地押調査関係年表

明治年月日	地押調査関係事項
17.3.15	地租条例公布（太政官布告第7号）
4.5	地租条例取扱心得書（大蔵省達号外）
9.27	地租検査手続（大蔵省内達主秘乾第37号）
12.16	地租ニ関スル諸帳簿様式（大蔵省達第89号）
18.2.	地押調査実施に関する訓令（大蔵大臣訓令主秘第10号）
19.7.31	地押調査実施順序及其注意に関する訓令（大蔵大臣内訓）
20.6.20	町村地図更正に関する訓令および同準則（大蔵大臣内訓）
9.27	明治20年特別地価修正処分結ニ付申報（内閣総理大臣宛大蔵大臣申報）
21.	地押調査に関する主税局長口演
	地押調査実施検査のため主任主税官各地出張に付き警部長への委嘱事項（主税局決議）
10.	地押調査実施検査終了

地押調査とそれに伴う地価修正の実施にあたり、地租条例や「地租ニ関スル諸帳簿様式」とともに、その作業準則としての役割を担ったのは、上掲年表中の地租条例取扱心得書<sup>(13)</sup>と地租検査手続<sup>(14)</sup>だったと見られる。

石川県収税長梅原可也は、大蔵省内達の地租検査手続に付加する形で県独自の作業準則として、次の地租検査手続付録を定め、翌18年(1885)12月付で監督員・検査員宛に布達している<sup>(15)</sup>。

監督員

検査員

地租検査手続付録別冊之通相定候条、自今右ニ依リ取扱フヘシ、此旨相達候事

明治十八年十二月

石川県収税長梅原可也

第一条 凡地租増減ニ関スル実地ノ検査ハ予テ規定ノ地租検査手続ニ拠ルヘキハ勿論、尚左ノ各項ニ拠リ精覈検査ヲ為スヘキモノトス

但荒地ハ別紙荒地検査摘要参考スヘシ

第二条 検査ノ用ニ供スル願届書及ヒ一筆限り調書ノ類ハ本庁ヨリ送付ヲ受クルモノトス

第三条 前条書類ノ内、人民ヨリ差出セル願届書又一筆限調書ハ主務ノ郡区書記地券台帳ヘ照合ノ検印アル筈ニ付、若シ遺漏ノモノアレハ直チニ該郡区役所ヘ照会シ照合セシムルモノトス

第四条 前条願届書ニ添付スヘキ野取絵図・見取絵図及ヒ比較地調書ノ類、脱落又ハ粗整ニシテ検査ノ用ニ供シカタキモノアルトキハ直チニ該郡区役所又ハ戸長役場ヘ照会スルカ或ハ地主又ハ地主惣代ヲ出張先ヘ召喚シテ該絵図面ノ調製又ハ更訂ヲナサシムルモノトス

第五条 第二条ノ書類中地種組換ニ係ルモノ〔官有地成及ヒ免租地成ノ内、郷村社地成・墳墓地成・火葬地成等〕ハ地理課ニ於テ謄写セシ書類ナレハ地価・地租等ノ謄写ナキヲ保セス、故ニ検査前ニ於テ郡区役所備置ノ地券台帳照合スルモノトス

第六条 検査手続第九条<sup>(16)</sup>ノ絵図面及ヒ反別帳〔番号順記帳又ハ地価帳ノ類〕ハ戸長役場備置ノ分ヲ以テ弁用スルモ妨ケナキモノトス

第七条 検査手続第十一条<sup>(17)</sup>実地臨検ノ節ハ戸長ヲ立会ハセ地主又ハ地主総代ヲシテ其案内ヲ為サンメ左ノ各項ニ照シ検査スルモノトス

第一項 開墾鉅下年期

一 四至ノ境界ヲ正ス事

二 年期ヲ查按スル事

第二項 荒地免租年期

一 生地ト荒地ノ分界ヲ正ス事

二 四至ノ境界ヲ正ス事

三 地盤ヲ丈量スル事

但シ全筆ノ荒地ニシテ損害ニ等差ナキモノハ丈量ヲ要セス

四 損害ノ名称ヲ検定スル事

五 年期ヲ査按スル事

第三項 開墾畝下年期中当初ノ目的ニ達セス他ノ地目ニ変セシモノ

一 四至ノ境界ヲ正ス事

二 地盤ヲ丈量スル事

三 地価ヲ査按スル事

第四項 払下地・下渡地・免租地組換有租地成

一 四至ノ境界ヲ正ス事

二 地価ヲ査按スル事

第五項 畦畔廢除

一 地盤ヲ丈量スル事

二 素地ノ地価ヲ査按スル事

第六項 官有地成、免租地成〔公立学校地ヲ除ク〕

一 四至ノ境界ヲ正ス事

二 地盤ヲ丈量スル事

但シ全筆ノ組換ニシテ境界判然タルモノハ丈量ヲ要セス

第七項 公立学校地成

一 四至ノ境界ヲ正ス事

二 構内又ハ授業上必要ノ土地ナルヤ否ヲ檢スル事

第八項 畦畔新設

一 地盤ヲ丈量スル事

第九項 誤謬地訂正

一 事実ト証左ヲ審査シ前各項ニ準拠調査スヘキモノトス

第八条 前条四至ノ境界ヲ正スニ方リ溝渠墻垣及畦畔等ナクシテ境界判然セサルモノハ隣地主立会境抗<sup>(ママ)</sup>ヲ打タシムルモノトス

第九条 土地丈量ハ検査手續第四条<sup>(18)</sup>ニ準拠スルモノトス

第十条 申立ノ反別ニ相違アル事ヲ認知シ再調ヲ命スルトキハ取調ノ手續ヲ懇篤諭示シ相当時日ノ猶予ヲ与ヘ請書ヲ取立置クモノトス

第十一条 分裂官有地成・分裂免租地成・畦畔新設及ヒ内荒地〔一筆ノ内、幾分荒地トナリタルモノ〕ハ先ツ以テ殘反別ヲ丈量シ申立ノ反別ニ差違ヲ生セ

サルトキハ免除租地ノ反別ハ丈量セサルモ妨ケナキモノトス

第十二条 検査スヘキ土地丈量ニ際シ改租ノ際、誤謬アリテ元反別ニ甚タシキ差違ヲ生シタルトキハ其顛末ヲ詳記シタル訂正願ヲ差出サシメ俱ニ検査ヲ了スルモノトス

但シ本条ノ願書ハ検査済ノ末、其郡区役所ヘ照会シ經由印ヲ採リ、追テ檢了報告ノ節、本課ヘ送付スルモノトス

第十三条 地種組換処分済ニ係ル反別ニ異動ヲ生スルトキハ更正調書ヲ取立、検査ヲ了シ当初地種組換許可ノ反別更正方ハ更ニ順序ヲ經テ出願ナサシムルモノトス

第十四条 開墾畝下年期・荒地免租年期<sup>(ママ)</sup>ノ査案ハ検査手續第五条・第六条<sup>(19)</sup>ニ準拠シ左ノ区分ニ拠ルヘキモノトス

長年期〔十一ヶ年以上、十五ヶ年マテ〕

開墾畝下年期 中年期〔六ヶ年以上、十ヶ年マテ〕

短年期〔一ヶ年以上、五ヶ年マテ〕

長年期〔七ヶ年以上、十ヶ年マテ〕

荒地免租年期 中年期〔四ヶ年以上、六ヶ年マテ〕

短年期〔一ヶ年以上、三ヶ年マテ〕

第十五条 開墾畝下年期ノ申立不適当ト視認ムルトキハ其旨説示シ相当年期ニ願書ヲ訂正セシムルモノトス

但シ本文ノ場合ニ於テ若シ願人承諾セサルトキハ強テ訂正セシムルニ及ハス追テ検査報告ノ際、其旨併セテ具状スヘシ

第十六条 荒地免租年<sup>(ママ)</sup>ノ見込ハ実地踏査ノ際、手帳ニ記シ置、人民ハ告知スヘカラサルモノトス

第十七条 地価ノ査按ハ検査手續第八条第一項・第四項<sup>(20)</sup>ニ準拠スルモノトス

第十八条 申立ノ地価不適当ト視認ムルトキハ其旨説示シ更ニ相当比準地ヲ撰ミ又ハ新タニ取穫物等ヲ審査シ調書訂正セシムルモノトス

但シ此場合ニ於テ若シ地主承諾セサルトキハ実地ヲ審カニシ追テ検査報告ノ節、其旨併セテ具状スヘシ

第十九条 実地ノ調査ヲ了セシトキハ直チニ左ノ各項ニ照シ一筆限反別・地価・地租ヲ檢算スルモノト

ス

- 第一項 野取絵図アルモノハ其図面ニ依リ歩数ノ算出ヲ正シ願届書又ハ調書ヘ照合スヘシ
  - 第二項 地価ノ左案ニ係ルモノハ検査手續第八条第二項・第三項・第四項<sup>(ママ)</sup>ニ拠ルハ勿論ナリト雖トモ類地ニ比準シ算出スルモノハ収穫取調ヲ要セス、単ニ地価ノ反当リヲ以テスヘシ
  - 第三項 畦畔廢除地ノ翌年ヨリ修正スヘキ本筆〔畦畔ヲ組入レ訂正セシ田畑ヲ云フ〕ノ地価ハ元筆〔畦畔ヲ組入レサル田畑ヲ云フ〕ノ反別・地価ニ因リ比例法ヲ以テ算出スヘシ
  - 第四項 分裂官有地成・免租地成・畦畔新設及ヒ内荒地ハ元筆反別・地価ニ因リ比例法ヲ以テ残生地ノ地価ヲ算出シ之レニ税率ヲ乗シ地租ヲ求め元筆ノ内ヨリ控除シ剰余ヲ以テ免除地租又ハ荒地ノ地租トスヘシ
  - 第五項 反別ニ壹畝歩未滿三除ノ数ニ適セサル端歩アルモノノ地価ヲ乗除スルハ左ノ算法ニ因リ得ル所ノ數四捨五入ノ法ヲ用ヒ厘位ニ止ムヘシ
    - 一 反価金ヲ以テ地価ヲ算出スルハ反別ヲ坪數ニ直シ地価ヲ乘シ之ヲ三除ス
    - 二 反価金ヲ算出スルハ反別ヲ坪數ニ直シ法トシ地価ニ三ヲ乘シ法ヲ以テ之ヲ除ス
    - 三 比例法ヲ以テ地価ヲ算出スルハ新旧トモ反別ノミ坪數ニ直シ以テ旧地価ニ乗除ス
  - 第廿条 前条ノ檢算ニ依リ相違ノ廉アルトキハ夫々訂正セシメ其調書、人民ヨリ差出セシモノハ訂正ノ廉ヘ地主又ハ地主惣代ノ捺印ヲナサシムルモノトス
  - 第廿一条 前条々ノ調査ヲ了セシトキハ種目毎別紙雛形ニ照準、検査表ヲ製シ該願書又ハ調書ノ上部ニ綴リ置キ一週間毎ニ検査報告ヲ為シ追テヶ月限り類別統計ヲ付シ翌月一日限り其地差立本課ヘ送付スルモノトス
- <sup>(ママ)</sup>  
検査員服案
- 一 土地取調方之儀予テ大蔵卿ヨリ内訓ノ趣モアレハ検査手續第十二条<sup>(22)</sup>ハ實際不得止場合ニ非サレハ当分之ヲ履行セス、尋常之手續ヲ以テ速カニ出願又ハ届出ヲ為サシムル様、戸長ヘ内示スヘシ

- 一 旧江道ノ類無代価下渡又ハ払下等ノ地ヲ許可ヲ得ステ開墾為セシモノ往々有之、如斯ハ素ヨリ地租条例第十六条<sup>(23)</sup>ノ違犯者タルヲ免カレスト雖トモ前項同様取扱ヒ素地状況ヲ推究シテ地価ヲ查按スヘシ
- 一 九年改租ノ山林原野ハ改租調査ノ反別最モ確實ナラス、故ニ検査ニ際シ往々差違ヲ生スヘクト雖トモ検査上止ムヲ得サル場合ニ非サレハ誤謬訂正ノ手續ヲ為サシメサル様、注意スヘシ
- 一 惣シテ地種組換ニ係ル主務課ニ於テ処分済ノモノハ検査上成限リ該組換反別ニ異動ヲ生セサル様、注意スヘシ
- 一 人民申立ノ反別ノ可否ヲ決スルハ地租改正検査ノ法ニ基キ一歩十歩<sup>(ママ)</sup>已内ノ差違ハ是認シ申立ノ反別ニ据置、十一歩<sup>(ママ)</sup>已上ニ渉ルモノハ調書訂正セシムヘシ

参考

- 一 地価算出ニ用ユル改租石代、左ノ如シ
 

江沼郡	三円九拾五銭
能美郡	三円九拾貳銭
石川郡	四円
金沢区〔淺野川以南	四円〕
〔同 以北	三円九十八銭〕
河北郡	三円九拾八銭
〔羽咋郡・鹿島郡	三円六拾四銭
〔鳳至郡・珠洲郡	三円六拾五銭
- 一 利率ハ各町村異同アルニ由リ其町村ニ就キ推問スヘシト雖トモ若シ不分明ナルトキハ既定ノ田畑収穫・地価ニ因リ左ノ法ヲ以テ算出ヲ得ル
 

収穫米ノ内、種肥料一割五分ヲ減シ残石代ヲ乘シ地価ヲ以テ之レヲ除シ、内地租率・地方税率合セ百分ノ四ヲ減シ、余利率ヲ得ル

(開墾録下年期検査表・荒地検査表・開墾年期中地目変換地検査表・払下地(下渡地)(免租地組替有租地成)地価検査表・畦畔廢止地価検査表・官有地成(免租地成)(畦畔新設)検査表・公立学校地成検査表・丈量誤謬検査表ノ各雛形 —— 省略)

荒地検査摘要

- 第一条 一荒地ハ地租条例并全上取扱心得書及地租検査

手続書ニ從ヒ実地ノ検査ヲ為スヘシト雖トモ  
尚左ノ条項ニ拠リ取扱フヘキモノトス

第二条 一実地検査ニ先チ左ノ準備ヲナサシムヘシ

第一項 字・番号・地目・反別・地主姓名及損害ノ名称  
等等級共記載セル畝抗<sup>(マア)</sup>ヲ建置カスヘシ

第二項 每筆境界判然ナラサルモノハ抗<sup>(マア)</sup>或ハ縄ヲ以テ  
其分界ヲ明瞭ニセシムヘシ  
但二字以上連続スルモノハ字ノ境界線ハ標  
竹ヲ建置カシムヘシ

第三条 一各郡へ数手ニ分派シ検査スルトキハ検査方一  
定ナラシムルカ為メニ荒地ノ各種類アル数村  
へ同行シ検査方打合せノ上、各手ニ分派スルモ  
ノトス

第四条 一荒地村へ臨ムトキハ荒地図面ト全体荒模様ノ  
深淺等ヲ了知ノ上、実地ニ就キ検査スルモノト  
ス

第五条 一新荒地ト旧荒地ト混淆セサル様、<sup>(マア)</sup>注意<sup>(マア)</sup>シ事宜  
ニ拠リテハ旧荒地ヲ一見ノ后、新荒地ノ検査ヲ  
為スモノトス

第六条 一甲乙村ノ荒地錯雑セルモノハ最モ注意シ二重  
ニ検査ヲ為ス等ノ不都合ナキ様、注意スルモノ  
トス

第七条 一検査ニ臨ミ若シ境界判然セサルモノアルトキ  
ハ其地又ハ隣地ヲ丈量スヘシ

第八条 一全筆ノ内、幾分カ荒地ナリタルモノハ渾テ現在  
生地ヲ丈量シ全反別ノ内ヨリ之ヲ控除シ剰余  
ヲ以テ荒地反別トナスヘシ

第九条 一全筆ノ内、幾分カ荒地ナリタルモノ地価計算方  
法ハ生地丈量反別へ全筆ノ地価ヲ乗シ全反別  
ニテ之ヲ除シ以テ全筆地価ノ内ヲ控除シタル  
剰余ヲ荒地ノ地価トナスヘシ

第十条 一検査ヲ受ケサル以前ニ於テ既ニ起返シノ事業  
ニ着手シ荒地ノ形状ヲ知ル能ハサルモノハ勿  
論、年期ヲ付与スヘキモノニアラスト雖モ荒地  
ノ現況ヲ確認シ得ルモノハ年期ヲ付与スルモ  
ノトス

第十一条 一田方ニシテ検査以前便利ノ為メ砂入等ノ荒  
地ヲ現況ノ儘、幾部分ニ畑作ヲ為スモ荒地ノ  
形状ヲ存シ追テ原地ト為ス目的ヲ視認メ得  
ルモノハ年期ヲ付与スルモノトス

第十二条 一筆ノ地ニシテ一方ハ押堀、一方ハ砂入ノ如  
ク損害ノ異ナルモノハ各別ニ年期ヲ査案ス  
ルモノトス

第十三条 一洪水ノ為メ家屋ヲ流失スルモ其地形ハ依然  
トシテ変セサルモノ、又ハ作物ハ浸水・流水  
ノ為メニ腐敗枯死スルモ其地形ハ変セサル  
モノ、亦ハ洪水ノ為メニ養水路ヲ破壊シ稲苗  
ノ枯死シタルカ為メニ畑作ヲ為シタルモ  
ノ、類ハ出願年期ノ取消ヲ出願セシメ年期  
ヲ付与セサルモノトス

第十四条 一検査ノ手続書ニ年期査按方ノ項目アリト雖  
トモ損害ノ深淺ニヨリ偏ニ其損害ノ名称ノ  
ミニ拘泥セス年期ヲ査按スルモノトス、此場  
合ニ於テハ短年期ノ名称ナルモノニシテ中  
年期又ハ長年期ヲ付与セサルヲ得サルモ  
ノ、如キハ實際ノ名称ニ記載シ置クモノト  
ス

第十五条 一内荒地ニシテ残荒地ノ元反別ヨリ増加スル  
モノハ誤謬訂正ノ願書ヲ差出サシメ同時ニ  
検査スルモノトス

第十六条 一荒地検査ノ際、検査員ニ於テ年期ノ協議ヲナ  
ストキハ一年・二年ト称ヘスシテ左ノ語号ヲ  
称ヘ村民ヲシテ輒ク了解セシメサルヲ要ス  
但語号ハ時々変更スヘシ  
一年 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年  
ア レ チ ケ ン サ モ ク テ キ

第十七条 一検査ヲ了スト雖トモ年期ハ人民ニ示サハル  
モノトス

第十八条 一検査上ハ前条々ニ掲クル順序ニ由ルト雖ト  
モ尚実地ニ臨ミ疑事ニ渉ルモノハ収税長ノ  
指揮ヲ乞フヘキモノトス

この地租検査手続付録から読み取れる、地押調査に臨  
む石川県当局の方針は、次のようなものだったと考えら  
れる。

第一に、開墾、荒廃、公立学校用地への転用、畦畔の  
新設や廃除などによる地種・地目の変更、またそれに伴  
う有租地と無租地の変換について、調査によってそれら  
の実態を把握し、諸帳簿を訂正することである。この点  
は、「改租ノ事業整頓以来開墾荒地地目換等ノ事故ニ因  
り、(中略)自然在来ノ帳簿図面ト実地ト齟齬スルモノノ少

ナカラサルノ聞アリ。」(明治18年2月付の大蔵大臣訓令主秘第10号)<sup>(24)</sup>として、地租条例に基づく諸帳簿の整備を機に地押調査を実施するよう指示した大蔵省の方針と合致している。

第二に、改租時における調査の誤謬を訂正するという点では、一応、検査の際に注意すべき項目を列挙した第7条の最後の第9項に誤謬地の訂正を掲げているものの、「検査員服案」の第3項で「山林原野ハ改租調査ノ反別最モ確實ナラス、故ニ検査ニ際シ往々差違ヲ生スヘク」と予想しながらも、「検査上止ムヲ得サル場合ニ非サレハ誤謬訂正ノ手續ヲ為サシメサル様、注意スヘシ」としていることに見られるように、まことに消極的な姿勢がとられていることである。こうした姿勢は、大蔵省も「誤謬土地整理ノ趣旨タルヤ鎖少ノ広狭ヲ申告セシメ之ヲ訂正増減スルノ意ニアラサレハ」(「明治十八年地押調査始末」)<sup>(25)</sup>と認めるものであり、実際、反別の総丈量を実施したのは山口県の長門国、福岡県の筑前・豊前両国、岡山県の美作国、岐阜県、飛騨県の5県に止まり、そこに石川県は含まれていない<sup>(26)</sup>。

第三に、地種・地目の変更に限ったとしても、該当地の地価は新たに算定しなければならないが、地価算定米価は、比較の材料を欠く金沢区を除き、郡村地は各郡とも改租時と全く同額であり<sup>(27)</sup>、松方デフレによる米価の低落が配慮されていないことである。この方針では地価修正の余地は全然ないように見えるが、実際には修正されているのである。

大蔵省は、地押調査の結果をふまえ、明治20年(1887)3月29日付で地価修正に関する甲乙2案を閣議に提出している<sup>(28)</sup>。そのうち乙案は、「改租ハ未曾有ノ重典ニシテ当初既定ノ地価ニ就キ各県各地逐一審案スルトキハ小差異小不公ナキ能ハス」との認識に立ち、「其小差異小不公ノ顕著ナルモノ」の是正をはかろうとしたものである<sup>(29)</sup>。石川県は、是正対象となった府県の一つで、次のように説明されている<sup>(30)</sup>。

石川県ハ十三年二十五号布告ニ際シ修正ヲ出願セシモノ百十箇村修正セシモノ七十五箇村地租ヲ減セシモノ千四拾四円余ナリト雖モ其一段平均收穫米一石四斗九升六合ハ旧藩重租ニ起因スル処アリテ既ニ高キニ失シ越中ノ一石四斗六合八勺ニ比シ大差ナキモ地価ニ至リテハ其一段平均五拾四円余ヲ以テ越中ノ四拾四円余ニ比スレハ大差アリ

而シテ隣接越前ノ一石三斗七升一合三勺ニ比スレハ差異アリテ其地価四拾五円余ニ比スルモ尚超過スル処アリ故ニ收穫ヲ一石四斗二升一合トナシ利子ヲ六朱トナシ田方原地価ノ凡ソ八分三厘四毛弱ヲ減シ地租金五万參千九百參拾四円ヲ減セントス

ここで、大蔵省は、石川県の加賀・能登両国の反当りの收穫米と地価を、隣接する越中・越前両国と比較して高いとし、とりわけ收穫反米は旧藩時代の重い貢租に起因して「高キニ失シ」ているとの認識を示して、それを引き下げて田方の地租を総額で53,934円、率で8.34パーセントほど下方修正するよう提案しているのである。

閣議は石川県を含む諸府県の地価修正を許可し、大蔵省は、これを受けて直ちにそれを実施し、同年9月27日付で大蔵大臣から内閣総理大臣に対し「特別地価修正処分結了ニ付申報」を提出した<sup>(31)</sup>。そこに掲げられた石川県の地価修正の結果は次頁の表2に示した通りである<sup>(32)</sup>。

これによれば、郡村地の田・畑・宅地で総額37,952円66銭9厘の減租となる地価修正が実施されている。この数値は、前出の乙案における田方の減租額である53,934円よりも、田方で22,391円77銭4厘、総額で15,981円33銭1厘ほど低く押さえられた結果となっている。

## 二 地押調査と地価修正の実態

では、一体、石川県における地押調査と、それに伴う地価修正の実態はどのようなものであったのだろうか。これについては、県内各地に残されている、その断片的な痕跡を示す関係史料を手がかりに垣間見ていくほか、現在のところは手立てがないようである。

石川県石川郡蝶屋村末正区(現、美川町)で、大正9年(1920)2月10日付で取り決められた「定約書」の一節に、「明治十九年及び全二十年ニ亙ル地押調査」云々とある<sup>(33)</sup>。これによれば、石川県加賀国石川郡末正村(当時)では、明治19年(1886)から翌20年(1887)にかけて、地押調査が実施されたという。明治19年には、同県加賀国能美郡湯谷村(現、寺井町)で地押調査を機に割地が実施されており<sup>(34)</sup>、また同県能登国鹿島郡花園村(現、七尾市)では県ないし郡が割地慣行廃止の指導に乗り出しているが、これは地押調査の実施に伴うもの推定される<sup>(35)</sup>。い

表2 石川県の明治20年地価修正

		田	畑	郡村宅地
反 別		51,087町 9反 8畝 8歩	18,243町 7反	4,717町 3反 2畝 19歩
地価	旧	25,675,544.063 円	2,246,631.638 円	2,014,889.459 円
	新	24,613,854.635	2,188,925.983	1,816,175.274
	旧	646,888.602	56,165.791	50,372.236
	新	615,346.376	54,723.175	45,404.409
地租	差引	△31,542.226	△ 1,442.616	△ 4,967.827
	収穫割合分	20,118.235		
	内利子割合分	11,423.991	1,442.616	
	地価割合分			4,967.827

ずれにせよ、これらの事例から、明治19年の時点で、地押調査が実施されていることは間違いないと見られ、前引の「定約書」での記述は、石川県において地押調査が実施された時期を特定する上で、二次史料ではあるが、信頼に足る史料的価値があると判断してよからう。

もっとも、石川県の地押調査が、明治19年から翌20年にかけて実施されたことは確かだとして、その始期と終期を特定することは別問題である。地押調査の実施が府県に指示されたのが前述したように明治18年2月であり、また前引の地租検査手続付録が石川県収税長から監督員・検査員に布達され、各区町村における地押調査の作業に対する監督・検査の方針が提示されたのが同年12月であるから、おそらくその間か、あるいはこの収税長布達が出された後に、調査作業が実際に着手されたと思われるのが妥当なところだろう。もっとも、現在までのところ、明治18年中に地押調査が実施された形跡を示す史料に遭遇していないので、それはあくまで推定に止めざるを得ない。

一方、終期については、地押調査に伴う地価修正の問題や、引き続いて実施された地籍編纂と関連すると考えられる。石川県の地価修正は、前述したように、明治20年3月29日付での大蔵省案の閣議提出を経て、同年9月27日付での大蔵省の結了申報で決着したわけだから、当然、県内での作業はそれまでに終了していなければならぬ。しかし、地価修正の終結をもって、地押調査の終結と同一視することには慎重を要する。

明治20年3月29日付で大蔵省が閣議に提出した地価修正案には、次のような実施手順も盛り込まれていた<sup>(36)</sup>。

本件ヲ施行スルニ際シテハ左ノ予定ニ準拠シ之カ結了ヲ

計ルモノトス

- 第一 関係ノ府県知事ヲ其近接関係地方ニ區別シ四五名招集シテ兼テ調査セシ表額ニ基キ其要旨ヲ示サレ予定セル処分ノ方案ヲ達スルコト
- 第二 第一ノ順序ヲ終ヘタル後他ノ府県知事ヲ招集シ関係ノ地方官ニ達シタル趣ヲ説話シ此件ニ関シ誤解ヲ来スコト無キ様注意スヘキ旨ヲ達スルコト
- 第三 第二ノ達ヲナシタル後其地方官ヨリ同一ノ処分ヲ受ケントスルモノハ更ニナカルヘキ旨ヲケレトモ若シ之アラハ事実ヲ審査スヘキモノトス
- 第四 関係地方ノ処分方法ハ予定シテ命令書ヲ担当主税官ニ付与スルコト
- 第五 担当主税官ハ其地方ニ至リ前旨ニ従ヒ地方長官ト協議シ処分ノ細手続ヲ定ムルコト
- 第六 右取調方ハ先以テ郡区長ヘ大旨ヲ示シ更ニ担当官員ヲ派遣シ密ニ来由ノ実況ヲ推究シ其基本ヲ定ムルコト
- 第七 取調整セル全管上減却スヘキ範囲内ニ於テ実況ニ応シ反復審査ノ末毎村総計ノ額ヲ定ムルモノトス
- 第八 毎村ノ総計額ヲ総計シ賦税スヘキ額ハ府県知事ヨリ内申シ允可ヲ受ケヘキモノトス
- 第九 毎村ノ減スヘキ額決定シテ全管ノ総計上ニ差違ナキトキハ毎町村ヲ便宜ノ地ニ招集シ之ヲ指示スヘキモノトス
- 第十 本件ヲ処分スルハ別紙甲乙ノ如ク要処ヨリ著手シ漸次他ニ及フト雖モ大体同時ニ著手シ同時結了ヲ期スルコト
- 第十一 本件ハ地押ト併行ス其帳簿上ノ整理ハ区画ヲ設

ケ処置スルモノトス

この実施手順では、第11項に定められているように、地押調査と地価修正の両作業は併行して進めることになっている。しかし、大蔵省が閣議に提出した地価修正案に添付された問答形式の「弁明」と題された説明は、その末尾に次のような問答を掲げている<sup>(37)</sup>。

問 土地台帳ヲ調製シ或ハ地押ヲ施行スルハ実地ト帳簿ト  
ヲ整理スルノミナラス蓋シ本問ノ事項モ共ニ整理セラル  
ハ、筈ナリシヤ

答 本問ノ事ハ右等ニ先タチテ存スルハ前ニ答フルカ如シ  
地押ハ之ニ次キテ起ルモノナリ

この説明では、地価修正を先行させ、しかる後に地押調査の作業にとりかかる、という段取りになっている。つまり、地押調査と地価修正の両作業の関係という問題で、大蔵省の方針は、実施手順の併行論と説明の先後論と、両論併記なのである。したがって、両作業の関係は、各府県での作業実態に即して確かめていくほかはない。ここでは、両作業が石川県でどう関連しつつ実際に展開したかについて、少しく考えみたい。

明治21年(1888)1月27日付で、石川県加賀国石川郡蓮池村(現、美川町)の惣代大西五三郎に対して、おそらく蓮池村が所属する連合村の西米光村等戸長役場の筆生(書記)からと考えられる、次の呼び出し状が出されている<sup>(38)</sup>。

地価修正一筆限帳進達之義ニ付、極至急可御示談義多分候ニ付、只今御出序相成候也

明治二十一年一月二十七日

雀田筆生<sup>㊤</sup>

大西惣代殿

前述したように、田畑特別地価修正法が公布されたのは明治22年だから、ここに登場する地価修正は、地押調査に伴うそれだと考えられる。したがって、この呼び出し状が出された明治21年1月の時点では、蓮池村では地押調査の核心をなす作業であり、その事業名称の由来と見られる地押丈量、すなわち地租改正事業で行われた土地測量のやり直しが終了し、一筆、つまり個々の地片ごとに地価を確定する作業に取りかかっていることがわかる。この蓮池村は、前出の末正村と同じ連合村に所属しており、同じ連合村に所属しながら、バラバラに地押調査に取りかかるとは考えにくく、両村は同じ作業の工程

および日程を辿っているものと見て差支えなからう。

地租改正の際の地価決定作業に徴すると、隣接各村の比較が重要な決定因子となるのが一般的だから、この地押調査に伴う地価修正の場合もそうした手続きを踏んだものとするべきだろう。そもそも、この呼び出し状は、各村で作成されている「地価修正一筆限帳」の提出について、連合村に所属する各村の惣代を緊急招集して協議するという趣旨であり、そこでの協議の中身は、各村の調査結果を比較し、公平を損なわないよう調整する作業に関わる可能性が高いものと推測される。これを要するに、末正・蓮池両村が所属する連合村では、明治19年から翌20年にかけて地押丈量を実施し、21年には地価修正の作業に取り組んだ、と考えられるのである。

末正・蓮池両村と同様、石川郡に属する吉野村(現、吉野谷村)では、同じく明治21年3月付で、吉野村等戸長役場から吉野村地主総代人岩倉長太郎ほか3名に対し、地価修正に伴い地券の訂正を出願する場合の書式について、次のように布達されている<sup>(39)</sup>。

達第拾九号

地価修正ニ付、地券面訂正ヲ出願スルモノハ別紙書式ニ拠リ願書相認ムヘシ

前項ノ願書ハ地価帳ニ因リ地目毎ニ番号順ニ記載シ之ニ依リ地券状取纏メ差出スヘシ

若シ地券状取纏メ難キ事故アル分ハ番号ノ上ニ其事由ヲ記載シ地主総代人捺印シテ地券状添付セサル事ヲ証明スヘシ

前項ニ係ル訂正未済ノ分ハ置テ出願スルトキハ客年告示第三拾四号地券書換出願順序第四号書式ニ準拠スヘシ

又各項ニヨリ地価修正ノ地券面訂正来ル四月十日限り出願可致候段、相違候也

但地価帳之義ハ当役場ニ備アルニ付、取調ヲ要シ度向キハ其趣申立可致之候也

明治廿一年三月

石川県石川郡吉野村等戸長役場<sup>㊦</sup>

吉野村地主総代人

岩倉長太郎殿

(外三名宛所氏名 — 省略)

(地券面訂正願書式 — 省略)

当然、ここでの地価修正も、地押調査に伴うものだと考えられる。この史料によれば、石川県は昨20年に告示

第34号で「地券書換出願順序」を布達しており、地押調査に伴う地価修正による地券の書き換えも、その第4号書式に準拠するよう、吉野村等戸長役場は指示している。こうした指示が一連戸長役場限りで出されるとは考えられないので、この措置は少なくとも石川郡管内、おそらくは石川県全管内でとられたものと思われる。したがって、この史料は、明治21年に、末正・蓮池両村や吉野村が所属するそれぞれの連合村で、地押調査に伴う地価修正が取り組まれたことを直截には物語っていると同時に、それが石川郡、さらには石川県全管内で実施された可能性を示唆している。

明治20年9月4日付で、石川県収税長南梶三から同県鳳至郡長中村邦彦<sup>40)</sup>に対し、地価修正について、次のように布達されている<sup>40)</sup>。

今般各村田畑郡村宅地々価特別ヲ以修正相成候処、右ハ田方ハ利子ヲ平均六分トシ、尚收穫ヲ斟酌シテ地価ヲ修正シ、畑方ハ收穫ヲ据置キ利子ノミヲ緩ニシテ地価ヲ修正シ、郡村宅地ハ收穫・利子ニ関セス直ニ地価ヲ修正相成タル儀ニ付、一筆限りハ左ノ算例ニヨリ算出候様、御示相成度、且此度ノ達額ハ十九年度ノ決算額ニヨリ算出シ廿年度ヨリ減額相成タル儀ニ付、一筆限帳モ亦之レニ準シ廿年一月ノ現在ニテ調製シ、其後ノ異動ニテ除租シタル者ハ別ニ御上申相成、又ハ賦租シタル者ハ今般ノ達ニ準シテ地価ヲ減シ別段御上申相成候儀ト御承知有之度、此段及御通牒候也

明治二十年九月四日

石川県収税長南 梶三

石川県鳳至郡長中村邦彦

算例

① 田ハ現地価ニ (九五〇四一) ヲ乗シ修正地価ヲ得、之ニ (一〇) [利子ノ六ト地租ノ三ト民費ノ一ヲ加ヘタルモノ] ヲ乗シ、(八五) [種肥代一割五分ヲ引去タル数] ニテ除シ、尚ホ改租石代 (三、六五) ニテ除シ得タル者ヲ收穫米トス

② 畑ハ現地価ニ (九七八六四) ヲ乗シテ修正地価ヲ得、利子ハ一ノ村総額ニテ修正地価ヲ法トシ、現反別ニ相当スル收穫米 [改租ノ節定マリタルモノ] ニ改租石代ヲ乗シ、尚 (八五) ヲ乗シ [種肥代一割五分ヲ引去ルナリ]、之レヲ実トシ法ヲ以テ実ヲ除シ得タル数ナリ、(四) [地租ノ三ト民費ノ一] ヲ減シ之ヲ利子トス、故ニ每筆利子

ヲ算スルヲ要セス

④ 宅地ハ收穫・利子ニ関セス、村額ニテ現地価ヲ法トシ修正地価ヲ実トシ、法ヲ以テ実ヲ除シ得タル商ヲ法トシ、之ヲ每筆現地価ニ乗シ修正地価ヲ得

ここでの地価修正も、やはり地押調査に伴うものと見てよかろう。この布達では、地価修正を、石川県能登国鳳至郡の全管内で、しかも郡村地の田・畑・宅地の全地目の全筆を対象として実施するよう指示されている。そして、地価修正による減租をこの20年度から実施する方針が明らかにされ、修正された地価を書き上げた「一筆限帳」を同年1月現在に遡った日付で提出することや、それに間に合わなかった分は後日、上申するよう指示されている。当然、これらは後日、該当者の納租額を是正するとの含みであろう。

こうした鳳至郡での動きと、前述した石川郡の諸村での動きと併せて考えると、明治20年の後半、おそらくはこの布達が出された9月以降、当20年度から地価修正による減租実施を掛け声に、地押調査の核心をなす地押丈量の完了を督促し、地価修正へと作業工程を一挙に推し進めようとする県当局の指導が全管内で一斉になされたのではなかろうかと推測される。

前出の蓮池村惣代に対する21年1月末の招集は、「地価修正一筆限帳」の提出に関する協議のためのものだった。ということは、まだこの時点でも、蓮池村が所属する連合村から郡ないし県へはそれが提出されていないということになる。県当局の指導が上述の如くであったすれば、その招集が「極至急」のものとなった事情も大方は想像がつくであろう。また、翻って、県が地押調査の促進策を講じなければならない、村々での作業の進捗状況も垣間見えてくるであろう。

県の鳳至郡への布達に示された、地価修正の方針が、鳳至郡に限定されたものなのか、それとも全県に適用されたものなのかは、傍証を欠くので、ここではその判断を留保せざるを得ない。そうした前提に立った上で、この方針の内容を見てみよう。

第一は、田の地価の修正方針で、総論的には、利子を平均6パーセントにし、その上で收穫量を斟酌して、地価を修正する、というものである。ここでいう利子とは、毎年の收穫量を当該耕地という資本が生み出す利子と考え、一年分の平均收穫量を石当米価である改租石代で生

産額に換算し、この生産額から地租・民費・種肥代を差し引き、その額を一定の利率で除することで、資本たる地価を算定する、という地租改正事業でとられた資本還元方式による地価決定のやり方<sup>(41)</sup>における利率のことで、その平均とは鳳至郡管内全体の利率の平均という意味だろう。方針の詳細は「算例」の第1条に示されており、それを数式化すると、次のようになる。

$$\begin{aligned} & \text{現地価（改正地価）} \times 0.95041 = \text{修正地価} \cdots \cdots \text{㉑} \\ & \frac{\text{修正地価} \times 0.10 (\text{利子} 0.06 + \text{地租} 0.03 + \text{民費} 0.01)}{0.85 (\text{種肥代} 0.15 \text{差引残余}) \times \text{改租石代} (3.65 \text{円})} = \text{収穫米} \cdots \cdots \text{㉒} \end{aligned}$$

例えば、当該筆の改正地価が100円であったとすれば、修正地価は95円4銭1厘となり、収穫米は反当3石6升3合3勺余となる。この算定方法では、収穫米を算定してから修正地価を決定するのではなく、あらかじめ改正地価の95.041パーセントを修正地価と決めておいて（計算式㉑）、その修正地価が算出されるように収穫米を算定する（計算式㉒）、というやり方になっている。つまり、はじめから地価を4.959パーセント引き下げることが決められているのである。もっとも、地押調査では一般に反別が増加する可能性が高いと考えられるから、この地価の引き下げが個々の納税者にとって負担する地租総額の軽減に直結したとはかならずしも言えない。

また、こうした収穫米の算定方法がとられている以上、収穫量の申告や査定という作業は、ここでの地押調査では実施されなかったと考えざるを得ない。けだし、この作業こそ、地租改正事業中の最難事であり、改租をめぐる紛議発生最大の要因だったが<sup>(42)</sup>、ここでは完全にそれを回避したわけである。

ただ、この計算方法では、測量精度の向上や、改租後の開墾による切添、改租時に除外されていた畦畔の編入など、同筆の範囲内での増反には対応できるが、全くの新規開墾で増筆とした部分をどう処理するかが不明である。これはまことに不可思議である。

先に参照文献として注記した「明治二十二年八月法律第二十二号特別地価修正始末」では、地押調査の結果、「改租ノ成績ヲシテ稍々正當ニ帰セシメタ」と、それに伴う地価修正の実施を認めているものの、地租条例の制定と地価修正の関係に言及して、「此ノ条例ニ依リ初定ノ地価ハ開墾地目変換ニアラサレハ地価ニ修正セサルコト、ナレリ。」と説明している<sup>(43)</sup>。これによれば、地押

調査に伴う地価修正は開墾を理由とした地目変換の場合に限られるはずである。

しかし、鳳至郡に布達された石川県の地価修正方針には、新規の開墾により林野などを田に地目変換する、先の「始末」がそれに限って認めたとしている肝心の場合の措置が示されず、かえって「始末」では認められないはずの、既存地の全面的な地価修正が指示されているのである。どうやら、「始末」の記述は、前述した「小差異小不公ノ顕著ナルモノ」の是正をもはかろうとした大蔵省の方針と、それに基づいて諸府県で実施された地価修正の実態を十分に反映する形でまとめられたものと言いき難いようである。

引き続き、鳳至郡での地価修正方針を見ていこう。

第二は、畑の地価の修正方針で、総論的には、収穫量は地租改正時の数値のままに据え置いて、利率を緩和することで、地価を修正する、としている。「算例」の第2条に、やはり算定方法が示されており、以下に数式化しておこう。

$$\begin{aligned} & \text{現地価} \times 0.97864 = \text{修正地価} \cdots \cdots \text{㉓} \\ & \frac{\text{改租時の収穫米} \times \text{改租石代} \times 0.85}{\text{修正地価}} - 0.04 (\text{地租} 0.03 + \text{民費} 0.01) = \text{利子} \cdots \cdots \text{㉔} \end{aligned}$$

畑の場合も、修正地価を決めてから（計算式㉓）、それが算出されるように利子（利率）を設定している（計算式㉔）。ただ、畑の地価の引き下げ幅は、2.136パーセントと、田の半分以下に抑えられている。

第三は、宅地の地価の修正方針で、これは収穫量や利率に関係なく決めるとされ、「算例」の第3条に極めて単純な算定方法が、次のように示されている。

$$\frac{\text{村の修正地価総額}}{\text{村の現地価総額}} \times \text{各筆の現地価} = \text{各筆の修正地価} \cdots \cdots \text{㉕}$$

ここでの問題は、最も肝心な、各村の修正地価総額をどう決めるかが明示されていない（計算式㉕）ことである。その決定方法については、県ないし郡が割当額を配賦していく方式から、村の申告に委ねるやり方まで、あれこれ想定できる。

これまで検討した結果から、地押丈量は明治20年中、それに伴う地価修正は翌21年初頭にかかって実施された、と考えてよからう。しかし、そうなると、前出の明治20年9月29日付の結了申報との関係が問題とならざるを得ない。すなわち、在地レベルでの作業が終結して

いない前に、県レベルでの地価修正総額が決定されているのである。この食い違いは、各町村に修正額を割り当てていく配賦方式をとれば解決できるだろう。ちなみに、明治22年の特別地価修正の際も、「全国ノ達観ヨリシテ一国一郡若クハ一市一町村ノ上ニ就キ調査セルモノナレハ、市町村各地ノ権衡如何ハ各地主ノ協議ニ依リ配付スル」<sup>(44)</sup>という配賦方式がとられている。

このように、石川県が鳳至郡にその実施を指示した地価修正の方針は、既存地の全面的な地価修正であり、しかもほぼ確実に減租に繋がる体のものであった。さすれば、かかる方針での地価修正を、県が鳳至郡にのみ実施させたとは考えにくい。そして、この推定は、前出の大蔵省の地価修正案や結了申報に見られる地価修正が石川県全管内を対象したものであること、また特定の郡のみに実施させたとは考えにくい配賦方式がとられていると推定されることを想起すると、極めて高い蓋然性を有すると言えよう。

地押丈量や地価修正の実施時期を上述の如く考えとしても、まだ諸帳簿・図面の調製という問題が残されている。これは、石川県における地押調査の終期や、地籍編纂の事業をめぐる問題と関連してくるだろう。

### 三 石川県の地籍編纂

前出の佐藤によれば、内務省の指示による地籍編纂の事業は、明治7年(1874)12月28日付の内務省達乙第84号で、地籍編纂の実施とその雛形を各府県に布達したのに始まり、明治23年(1890)6月26日付の内務省官制改正で同省地理局地籍課が廃止され、また同地誌課も地誌編纂事業を文部省に移管し、地籍編纂事業は取り止めになったという<sup>(45)</sup>。そして、事業の実態について、「どれだけの府県が完了し、未了は何県であったかは、今のところ明瞭にし得ない。」と、佐藤は述べている<sup>(46)</sup>。このように、「明治7年着手、明治23年中絶」というのが佐藤が描く地籍編纂事業像だが、どうも石川県での動きを見ると、それとは随分、異なる成り行きのようなのである。

明治22年(1889)7月1日付で、石川県石川郡吉野谷村役場は、同村字木滑の編纂委員河合与兵衛ほか2名に対し、地籍編纂につき、地籍帳と絵図の提出を、次のよう督促している<sup>(47)</sup>。

地乙式号

地籍編纂之義ニ付、地籍帳并絵図爾今届出無之、今回其筋ヨリ督促有之候条、本月五日迄ニ御届相成候様御承テ可有之候也

明治廿二年七月一日

石川郡吉野谷村役場 圖

字木滑編纂委員

河合与兵衛殿

(外二名宛所氏名 — 省略)

吉野谷村では、近世の村を引き継ぐ住民組織である村内の各字ごとに二、三名の編纂委員を置いて、かねて地籍編纂事業に着手していたが、この木滑からは地籍帳と絵図が提出されておらず、「其筋」、つまり郡ないし県から督促を受けたので、同月5日までに差し出すよう、同字の編纂委員に指示したのである。僅か数日の猶予しか与えず、提出を督促しているところから見て、一つには郡ないし県の督促が相当に厳しいものであったろうことが推測されるとともに、村当局が所属する各住民組織の実情を知悉し、その協力を支えに村の行政万般を進めてきた同村のあり方から<sup>(48)</sup>、実行不可能な指示を出すとは考えにくいので、おそらくは提出さるべき木滑の地籍帳と絵図は既に大方が出来上がっているものと思われる。

この吉野谷村は、前出の吉野村が所属する連合村が町村制の施行に伴って町村合併して成立したもので<sup>(49)</sup>、前述したように、ここでは前年の明治21年初頭までは地押調査に伴う地価修正の作業に携わっていた。地籍編纂事業はそれに引き続く形で着手されたであろうことが、この明治22年7月の時点で、作業が最終段階を迎えたことを物語ると思われる、地籍帳と絵図の提出が問題になっていることから、遡及的に推定できよう。もともと、同じ石川県管内でも事業の進捗状況には地域差があったものと見られる。

明治24年(1891)8月12日付で、石川県鳳至郡諸岡村大字六郎木(現、門前町)の地籍編製のための地図調製につき、同大字の地籍編製委員・地主惣代のほか、諸岡村長や同村内外の隣接地域の地籍編製委員・地主惣代・村長が連署・連印して相違ないことを、次のように確認している<sup>(50)</sup>。

右ハ諸岡村大字六郎木地籍編製ノ為メ地図調製候処、五拾三葉之通り相違無之候也

明治二十四年八月十二日

石川県鳳至郡諸岡村大字六郎木地籍編製委員

前 田 竹次郎<sup>㊟</sup>

向 佐 吉<sup>㊟</sup>

全県全郡全村全地主惣代

喜 村 永 松<sup>㊟</sup>

前 田 助 八<sup>㊟</sup>

隣字鳳至郡諸岡村大字深見地籍編製委員

板 谷 勇太郎<sup>㊟</sup>

山 田 久 蔵<sup>㊟</sup>

地主惣代

岩 田 孫三郎<sup>㊟</sup>

石川県鳳至郡諸岡村長

酒 井 政 治<sup>㊟</sup>

隣村鳳至郡七浦村大字矢徳地籍編製委員

池 端 伊兵衛<sup>㊟</sup>

西 山 平 作<sup>㊟</sup>

地主惣代

高 島 与 助<sup>㊟</sup>

隣村鳳至郡七浦村大字吉浦地籍編製委員

松 根 長 吉<sup>㊟</sup>

地主惣代

松 根 長 吉<sup>㊟</sup>

隣村鳳至郡七浦村大字五十洲地籍編製委員

大 木 与 右衛門

代印 佐々木 喜十郎<sup>㊟</sup>

佐々木 喜十郎<sup>㊟</sup>

米 沢 与 助<sup>㊟</sup>

隣村鳳至郡七浦村大字中谷内地籍編製委員

谷 内 太郎松<sup>㊟</sup>

久 保 喜兵衛<sup>㊟</sup>

地主惣代

久 保 喜兵衛<sup>㊟</sup>

石川県鳳至郡七浦村長

斯波 六左衛門<sup>㊟</sup>

この文書は、六郎木の地籍図53葉に添付されたものと  
考えられるが、地籍図からは分離された状態で伝存して  
いる。

鳳至郡では、各住民組織ごとに事業担当者を置く点で  
は先の吉野谷村と同じだが、その名称は「編纂委員」で

はなく、「地籍編製委員」となっている。また、地籍編纂  
事業の最終段階で作成された考えられる、この文書の日  
付は明治24年8月であり、これは、ここでの事業の進捗  
が吉野谷村よりも丸2年ほど遅れていることを示してい  
ると思われる。さらに、その日付が、前出の佐藤が事業  
中絶の時期と説く明治23年6月から、1年余の後である  
ことにも注目せざるを得まい。

これを要するに、この文書は、石川県内における地籍  
編纂事業の進捗状況に地域差が認められることともに、  
佐藤が説くように、たとえ中央レベルでは地籍編纂事業  
が中絶されたとしても、各府県レベルではそれぞれの事  
情ないし経緯により事業は継続されていたことを物語っ  
ていると言えよう。これは、吉野谷村の事例で推定した  
ように、石川県における地籍編纂事業の着手時期も問題と  
も併せ、佐藤が描く「明治7年着手、明治23年中絶」と  
いう地籍編纂事業像に、検討の余地があることを示唆し  
ているのではなかろうか。

その際、この地籍編纂事業と地租改正事業との関連、  
とりわけ租税を所管する大蔵省と、土地を所管する内務  
省の権限と事務を、改租作業の中で調整する必要に迫ら  
れて地租改正事務局が設置された経緯<sup>(51)</sup>に関わって、地  
籍編纂事業にどのような展開が見られたか、という視点  
に留意する必要がある。

佐藤によれば、内務省は、前述したように、明治7年  
12月28日付で地籍編纂事業着手・官員地方派出を一旦は  
布達したが、それからほどない翌8年(1875)2月15日付  
の内務省達乙第19号で官員地方派出の延期を通達する。  
そして、省内での「詮議」を経て、明治9年(1876)4月  
22日付で地籍規則を議定して、同年5月13日付の内務省  
達丙第22号であらためて官員の派出を府県に布達し、さ  
らに同月13日付で地籍例式、同月16日付で地籍編製出張  
官心得書を議定して、同月23日付の内務省達丙第35号を  
若松県など12県に出し、地籍編製地方官心得書を示すと  
ともに、官員の派出を通達した<sup>(52)</sup>。しかし、明治9年5  
月17日付と同年6月7日付で2度にわたり、若松県が改  
租事業を優先して地籍編纂事業を延期したいと上申した  
のを受けて、内務省も一旦は拒否したものの、結局、許  
可している。そして、地籍編纂事業は、明治10年(1877)  
の減租を機に、各地に派遣された官員を一斉に召還して、  
一時中断されたとする。さらに、明治13年度(1880)に各

府県に対する同事業費の補助がなされた事実を挙げ、この年度には事業が再開されていると見ている<sup>(53)</sup>。

このように、佐藤も、地籍編纂事業が中断を繰り返す曲折に満ちた展開過程を辿ったことを追跡し、その中断がいずれも改租事業との関係を配慮したものであると推測はしている。しかし、事業着手直後の中断と北京談判帰国後の大久保利通による一連の内政充実策、とりわけ改租事業への挺入れとの関係、また若松県に対する事業延期許可と事業方針全体の関係、さらに明治10年減租を機とした一時中断や明治13年度以降の事業再開の背景も、十分に追究されているとは言い難いように見受けられる。それらの一連の動きに通底するものは、明治9年中の改租全国一斉完了の拙速方針が強行され、民衆の激しい反発を招いて同年末には伊勢暴動まで惹起し、明治10年の減租実施に追い込まれ、ようやく明治13年中に完了への見通しがついた、地租改正事業の動向<sup>(54)</sup>との関係ではなかろうか。このように、地租改正事業との関係を抜きには、この地籍編纂事業の展開の十全なる理解はなし難いのではあるまいか。もっとも、この問題の立ち入った検討は後日を期したい。

#### 四 石川県の町村地籍編纂方法

石川県は、明治18年(1885)12月24日付の県布達甲第195号で「町村地籍編纂方法」を、金沢区を適用対象から除外して布達している<sup>(55)</sup>。前出の六郎木の地籍編製委員前田竹次郎が署名した年次未詳の「町村地籍編纂方法」という冊子が伝存している<sup>(56)</sup>。この冊子と同一文面のものが、現在、同じ門前町に属する和田区にも伝存している<sup>(57)</sup>。これらの冊子は、地籍編纂の準則として全管内に布達された石川県布達のそれと文面がほぼ一致している。異なる点は、明治19年(1886)2月16日付の県布達甲第31号による改正<sup>(58)</sup>、および明治21年(1888)5月16日付の県令第63号による改正<sup>(59)</sup>で改められた箇所があり、また地図の雛形が添付されていることである。つまり、これらの冊子は、明治21年5月16日以降における地籍編纂事業の実施過程で用いられたものと考えられる。

ところで、佐藤によれば、こうした準則は、前出の明治9年5月23日付の内務省達丙第35号で若松県など12県に布達され、佐藤が全府県に通達されたものと推定す

る、地籍編製地方官心得書に依拠したものとされ<sup>(60)</sup>、幾つかの府県のもの紹介されている<sup>(61)</sup>。しかし、石川県の地籍編纂事業を検討する上での基本史料と考えられる、この「町村地籍編纂方法」はここでは紹介されていない。そこで、分量の関係から適宜その一部を省略しつつ、煩を厭わず、以下にそのあらましを紹介しておきたい<sup>(62)</sup>。

○甲第百九十五号

町村地籍編纂方法別紙ノ通相定ム

但金沢区ヲ除ク

右布達候事

明治十八年十二月廿四日

石川県令 岩村高俊

(別紙)

町村地籍編纂方法

第一条 地籍トハ土地ノ面積・種類等ヲ記載セル簿冊ナリ

第二条 地籍ノ種類ヲ大別スレハ左ノ如シ

第一 本邦地籍

第二 府県地籍

第三 国地籍

第四 郡区地籍

第五 町村地籍

第三条 前条各種ノ地籍ハ総テ地図ヲ併備スルモノトス

第四条 地種ノ区別ハ明治七年第二百十号、八年第百十四号・第百五十四号、九年第八十八号、十三年第四十三号布告ニヨルヘシ

第五条 地籍編製着手順序ノ大別、左之如シ

第一 境界ヲ調査スル事

第二 地種・地目ヲ調査スル事

第三 実地ヲ測量シ方積ヲ求ル事

第四 地籍ヲ整頓スル事

第五 地図ヲ製スル事

第六条 町村地籍ハ官・民有地共、其町村ニ於テ調査・編製スルモノトス、実地着手ノ義ハ其際相達スヘシ  
但漏ト称シ数村ニ係ルモノハ当該官吏出張調査スルモノトス

第七条 毎町村ニ於テ地籍編製委員ヲ撰定シ一切ノ事ヲ整理セシムヘシ

但着手ノ際、其姓名届出ヘシ

第八条 地籍ノ編製ハ某日ノ現在ヲ以テ整頓スルモノトス、故ニ調査ハ勿論、地籍帳・地図ノ調製等、總テ其分界ヲ以テスルヲ必要トス

第九条 地籍ヲ編製スルニ當リ土地ノ境界明瞭ナラサレハ区画定マラス、区画定マラサレハ地籍ヲ製スル能ハス、故ニ先ツ町村境界ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス、因テ左ノ各項ニヨリ調査スヘシ

第一項 町村境界調査ハ其關係町村惣代及ヒ戸長立会ヘシ

但他県管轄地ニ接シ彼ノ地戸長等立会ノ義ハ着手ノ際、指示スヘシ

第二項 境界ハ総テ從來定マル所ニヨレルハ勿論ナレトモ、道路其他共境界汎稱ニシテ其界線ノ判明セサルモノハ左ノ分項ニヨルヘシ

一 道路・河川・溝渠ヲ以テ境界トスルモノハ其中央ヲ以テスヘシ

二 山岳ヲ境界トスルモノハ雨水ノ分派スル所ヲ以テシ、溪谷ヲ境界トスルモノハ澗水ノ流ル、中央ヲ以テスヘシ

三 海ト陸地ノ境界ハ満潮ヲ以テシ、川ト海トノ境界ハ其左右陸地ト海ノ境界ニ從フヘシ

第三項 前項ノ外、若シ尚境界ノ不判然ナルモノアルトキハ詳細図ヲ以テ伺出ヘシ、然シテ其不判然ニ係ル土地ハ則チ地籍不判然ノモノニ付、先以テ其關係町村協同調査、地籍帳・地図ヲ製スヘシ、<sup>(ママ)</sup>最モ其關係町村本籍地ト混同スヘカラス  
但他県管轄境ニ關係スルモノハ本文地籍帳・地図ノ調製ヲ姑ラク見合、他日決定スル所ニ從フヘシ

第十条 從來数ヶ町村入会地ト称スルモノ及ヒ錯雑地・飛地ハ左ノ各項ニヨリ調査・調製スヘシ

第一項 数ヶ町村入会地ト称スル者ハ其数ヶ町村ノ分界ナク元來地籍未定ナルヲ以テ其關係町村協同調査スヘシ、<sup>(ママ)</sup>最モ其關係町村本籍地ト混同スヘカラス

第二項 錯雑地ト称スルモノハ数ヶ町村ノ土地密布セシ如ク混淆シテ一町村ノ区域井然相立サルヲ以テ其關係町村協同調査シ、而シテ地籍帳・地図ハ毎町村分別調製シ〔地籍帳ニハ官有道路・溝渠・河川・堤塘ヲ除ク〕、其地図ハ錯雑ノ全体ヲ写

シ甲乙町村ノ地籍ノ分別ヲ明カニスヘシ〔官有道路・溝渠・河川・堤塘ノ外ヲ云〕、而シテ官有道路・溝渠・河川・堤塘ハ錯雑地ノ間ニ立チ甲乙町村ノ分別立タサレハ仮リ地番ヲ付シ〔一番ヨリ始メル〕地籍帳・地図ヲ別ニ調製スヘシ

第三項 数町村飛地ノ錯雑シタルモノハ其關係町村協同調査シ、而シテ各其所属町村ノ地籍帳ニ組入〔地籍帳ニハ官有道路・溝渠・河川・堤塘ヲ除ク〕、尚其地図ニ飛地錯雑ノ全体ヲ写シ他町村ノ地籍ノ分別ヲ明カニスヘシ〔官有道路・溝渠・河川・堤塘ノ外ヲ云〕、而シテ官有道路・溝渠・河川・堤塘ハ前項同様地籍帳・地図ヲ別ニ調製スヘシ

第十一条 官有地ノ名称ハ未タ一定セサルモノアリ、故ニ往々同種異稱ノモノナキヲ免カレス、因テ其惑ヒ易クシテ認メ難キモノ、大略ヲ示ス、左ノ如シ

第一項 御陵・墓地并神社地ノ内小社地ト称スルモノハ左ノ如シ

一 御陵地ト称スルモノハ御歴代天皇及ヒ皇后山陵ノ兆域ナリ

二 御墓地ト称スルモノハ皇太子以下皇子・皇女等ノ御墓地ノ兆域ナリ

三 小社地ト称スルモノハ村社ニ列セサル其已下ノ神社境内地ナリ

第二項 付寄洲ト称スルモノハ泥砂ノ水涯ニ堆積シテ漸ク陸地ヲナスモノナリ

第三項 湖ト称スルモノハ陸地内ニ水ノ湊溜シ広クシテ深キナリ

第四項 瀉ト称スルモノハ其形湖ニ似テ海潮ノ満干ニヨリ水量ノ差引アルナリ

第五項 沼ト称スルモノハ其形質ハ湖ノ小ナルモノニシテ水浅ク淤泥ノ深ク多キナリ

第六項 池ト称スルモノハ耕地ノ涵養、魚・鳥・水草等ノ利ヲ獲ンカ為メ地ヲ穿チ堤塘ヲ築キ水ヲ蓄ルモノナリ

第七項 沢ト称スルモノハ卑湿ニシテ水草ノ交ル地ナリ

第八項 川ト称スルモノハ源ヲ山岳ニ発シ水路ヲ陸地ニ通シテ海ニ注ク、多クハ天造ナリ

- 第九項 溝渠ト称スルモノハ用水路・悪水路〔用水・悪水トモ大小ヲ問ハス〕又ハ舟輪便利ノ為メ設クル水路〔所謂舟入川ノ類〕ノ総称ニシテ人造ノモノナリ
- 第十項 崖・岸ト称スルモノ、崖ハ山側ノ傾斜甚シキ所、岸ハ水際ノ高辺、則チ山岳・道路・川溝・田畑・宅地等ノ際限ニアルモノナリ
- 第十一項 原野ト称スルモノハ未タ人工ヲ経サ事ナク平坦ニシテ柴・萱・草・小笹等ノ叢生スル土地ナリ  
但萱場・葭場・芦場ノ類モ原野ノ称ヲ以テシ市街中草生地等ノ類ハ総シテ荒蕪地ノ称ヲ以テスヘシ
- 第十二項 荒蕪地ト称スルモノハ一旦人工ヲ経テ后、不用荒蕪ニ属シタル土地ナリ、故ニ草・棘等有無ヲ問ハス
- 第十三項 旧跡ト称スルモノハ古戰場・古城跡〔鹿藩已来ノ廢城モ此内ニ加フ〕・有名古人ノ住趾又ハ縁故アル土地〔社寺跡地ノ旧跡トシテ保存スヘキ旨達シタルモノモ此内ニ加フ〕ニシテ事跡確實ナルモノナリ
- 第十四項 名所ト称スルモノハ風致佳景、天造ノ美アツテ世間ニ伝称セル土地ナリ
- 第十五項 堂宇敷地ト称スルモノハ寺院境内ニ非サル地ニ屋宇ヲ構ヘ仏像ヲ安置スル所ナリ
- 第十六項 山林ノ区分、左ノ如シ  
一 水源涵養山ト称スルモノハ飲水・田水等ノ需用アルカ為メ伐木セサル山林ナリ  
二 土砂扞止山ト称スルモノハ土砂ノ流出ヲ防クカ為メ伐木セサル山林ナリ  
三 用材山ト称スルモノハ<sup>(マツ)</sup>重ニ建築・船艦等ノ用材トナスヘキ樹木アル山林ナリ  
四 雑木山ト称スルモノハ<sup>(マツ)</sup>重ニ薪炭用ノ樹木アル山林ナリ  
但用材・雑木混淆ノモノハ其重キニ随ヒ名称ヲ付スヘシ
- 第十七項 森林ノ内、水源涵養林・土砂扞止林・用材林・雑木林ト称スルモノモ山林ノ区分ニ同シ
- 第十八項 藪ト称スルモノハ篋竹ノ叢生スル地ナリ
- 第十九項 金山ト称スルモノハ金礦ヲ採掘スル山ナリ、  
銀山・銅山・鐵山・鉛山・石炭山・石石斤山・砥石山等、皆之レニ準ス  
但金・銀・銅・鐵等混淆ノモノハ其重キニ随ヒ名称ヲ付スヘシ
- 第二十項 沙漠ト称スルモノハ沙磧渺茫、草木ヲ生セサル土地ナリ
- 第二十一項 浜地ト称スルモノハ海浜ニ沿フタル沙地ヲ云フナリ
- 第二十二項 島嶼ト称スルモノハ土地ノ海中ニ孤立シ国郡ノ名ヲ得サルモノナリ
- 第二十三項 堤塘ト称スルモノハ土石等ヲ以テ築造シ流水ノ漲溢ヲ防キ又ハ溜池ノ水ヲ蓄ヒ又ハ汐除ニ供スルモノナリ
- 第二十四項 畦畔ト称スルモノハ田畑ノ界ニアルモノナリ
- 第二十五項 波止場ト称スルモノハ海辺ニ土石等ヲ以テ築造シ船舶ノ碇泊ニ便ナラシメ傍ヲ物貨陸揚舟積ノ用ニ供スルモノナリ
- 第二十六項 塩田ト称スルモノハ溝渠ヲ鑿開シテ潮ヲ注入シ小溝ヲ穿チテ之レヲ分派シ以テ製塩スル場所ナリ
- 第二十七項 塩浜ト称スルモノハ溝渠ノ設ケナク直チニ海浜・砂地ヘ潮ヲ注キ以テ製塩スル場所ナリ
- 第二十八項 牧場ト称スルモノハ牛・馬・羊・豚ノ類ヲ蓄養スル場所ナリ
- 第二十九項 墓地ト称スルモノハ死屍ヲ埋葬シ又ハ火葬ノ遺骨ヲ埋藏スル場所ナリ
- 第十二条 地籍ノ組換、地種・地目ノ変換、其他誤謬訂正等、総テ面積ノ異動〔則チ反別ノ増減、名称ノ変更〕ニ係ルモノハ県庁ノ指令又ハ郡役所ノ達指令ノ年月日ヲ以テ第八条期日ノ分界ヲ立ツヘシ
- 第十三条 官有地ハ総シテ調査シテ方積ヲ求ムヘシト雖モ地租改正調査ノトキ調査シアルモノハ姑ラク其方積ニヨルヘシ  
但御墓地・国幣社地・官用地・県立学校地・病院地等嘗テ本庁ニテ方積ヲ調査シアルモノハ編製着手ノ際、指示スヘシ
- 第十四条 民有地ハ総テ地租改正ノ調査ニヨルモノトシテ地券面記載ノ反別ヲ以テ編製スヘシ、地目モ亦之ニヨルヘシト雖トモ地籍帳雛形ニ分別ア

- ルモノハ其分別ヲ為シ、券面地目、耕地ト書載アルモノハ田又ハ畑ノ稱ヲ以テシ、茅場・葭場・芦場・草生地ノ類ハ原野ノ稱ヲ以テスヘシ
- 第十五条 官・民有地ノ畦畔并地券面外書ノ地所ハ左ノ各項ニヨリテ編製スヘシ
- 第一項 官有田畑ニ属スル畦畔、地租改正調査ノトキ調査シアルモノハ其方積ニヨリ、其他ハ更ニ其本地ニ属スヘキ区域ニ随ヒ一筆毎調査、方積ヲ求め地籍帳ニ記載スヘシ
- 第二項 民有田畑ニ属スル畦畔、本地ノ券面ニ書載アルモノハ其方積ヲ以テシ、未タ券面ニ書載セサルモノハ更ニ調査、一町村総計ノ方積ヲ以テ一筆トシ地籍帳ニ記載スヘシ
- 第三項 民有地第一種ノ地券面ニ第二種ノ地〔則チ溝敷并戸数ノ類〕ヲ外書ニ為シタルモノハ地種地目ヲ異ニスルヲ以テ其外書地目方積ヲ第二種ニ編入スヘシ
- 但第一種ノ地券面外書ニ為シタル荒蕪地等モ其本地ト地目ヲ異ニスルニヨリ其外書地目方積ヲ荒蕪地等ニ編入スヘシ<sup>(63)</sup>
- 第四項 畦畔ハ田畑ニ附属スルモノト雖モ其本地ト地目ヲ異ニスルニヨリ前第一項及ヒ第二項既ニ券面書載ノ畦畔ノ筆数ヲ算スルハ二筆〔則チ本地一筆、畦畔一筆〕ト見做シテ編製スヘシ、前第三項モ之レニ同シ
- 第十六条 水面埋立許可ヲ受、開墾中ニ係ル地所〔未タ下渡サハルモノ〕ハ其原地目〔則チ潟・沼等〕ニ編入シ、其埋立海面ニ係ルモノハ地籍編製ニ関セサルヲ以テ編入スヘカラス
- 但開墾中ニ係ル水面ト雖モ既ニ払下クルモノ〔遺祿者ヘ払下地ノ類〕ハ其地券面地目方積ヲ以テ民有地ヘ編入スヘシ
- 第十七条 官林地等、農商務省山林局直轄ノ地ハ町村ニ於テハ調査ニ及ハス、其方積等、編製ノ際、指示スル所ニヨツテ編入スヘシ
- 第十八条 官有地ノ地番ハ地租改正ノトキ符号〔イノ部・ハノ部等、種々ノ唱ヲ以テ改租ノトキ便宜設ケタル区画ヲ云〕・地番ヲ付シタルモノハ其符号・地番ヲ以テスヘシ、其符号・地番ヲ未タ付セサルモノハ其隣接土地ノ符号・未番ヲ付スヘシ、又其符号
- ナク一町村押番ナルハ其未番ヲ付スヘシ
- 第十九条 官有道路及ヒ並木敷地ハ左ノ各項ニヨツテ調査スヘシ
- 第一項 浜地中ニテ旧来道幅ノ判然セサルモノハ近傍詳細ナル図面ヲ以テ伺出ヘシ
- 第二項 並木敷地ハ道敷ト分別、方積ヲ求ムヘシ
- 第三項 測量ハ長間ヲ量リ最広狭ヲ平均シ方積ヲ求ムヘシ
- 第四項 堤形ヲ為シタル道路ハ其敷地ヲ以テ道幅トスヘシ
- 第五項 道路ニシテ堤塘ヲ兼ルモノハ其方積ハ道路ヘ編入スヘシ
- 第六項 隧道ノ敷地ハ地籍ノ面積ニ加ヘサルモノト雖モ其方積ハ地籍帳總計ノ外書トスヘシ
- 第七項 道路又ハ並木敷ト民有地ノ境界紛ハシキモノハ民有地ヲ丈量シテ道敷等ヲ需ムヘシ
- 第八項 道敷又ハ並木敷中ニ旧来点在セル地藏堂ノ類及ヒ電信柱ハ其敷地区別ニ及ハス
- 第九項 道路ニ沿フ小溝ノ幅、凡ソ三分〔曲尺一尺八寸〕ニ至ラサルモノハ道路ノ方積ヘ組入、内若干溝敷ト記載スヘシ
- 第十項 河川ニ沿フ道路ハ第廿一条第一項ニ随ヒ川敷界ヲ以テ道幅トスヘシ
- 第二十条 官有ノ堤塘ハ左ノ各項ニヨツテ調査スヘシ
- 第一項 堤塘ハ其敷ヲ以テ幅トスヘシ、尤常ニ水底深ク堤根ヲ量リ難キモノハ常水ノ浸ス所ヲ量リ以テ道幅トスヘシ
- 第二項 堤塘ニシテ道路ヲ兼ルモノ并堤塘・道路併用ノモノハ其方積ヲ堤塘ニ組入、其馬踏ヲ道路ノ方積トシテ内書ニスヘシ
- 第三項 測量ハ第十九条第三項ニ同シ
- 第四項 堤上・堤腹ニ旧来点在セル地藏堂ノ類及ヒ電信柱ハ其敷地区分スルニ及ハス
- 第二十一条 河川ハ左ノ各項ニヨツテ調査スヘシ
- 第一項 川ハ平常流水ノ区域ニ抱ハラズ堤塘・道路等、兩岸ノ根敷ヲ以テ川幅トスヘシ、尤常ニ水底深ク其根敷ヲ量リ難キモノハ常水ノ浸ス所ヲ量リ以テ川幅トスヘシ
- 第二項 測量ハ第十九条第三項ニ同シ
- 第三項 川敷中ニ建設セル電信柱ハ其敷地区分スルニ

- 及ハス
- 第二十二條 官有ノ溝渠ハ第二十一條・河川ノ調査ニ同シ  
但小溝ノ道路ニ沿ヒ幅凡三尺〔曲尺一尺八寸〕  
ニ至ラサルモノハ第十九條第九項ノ如シ
- 第二十三條 土地ノ測量并方積ハ左ノ各項ニヨルヘシ
- 第一項 土地長短・幅員ヲ度ルハ間〔曲尺六尺ヲ以テ一間トス〕・分〔曲尺六寸ヲ以テ一分トス〕・厘〔曲尺六分ヲ以テ一厘トス〕ヲ以テス、則チ何百何十何間何分何厘ト算フルカ如シ
- 第二項 土地ノ測量ハ総テ平面積ヲ量ルモノトス、然レトモ官有山地ノ類ニテ改租ノトキ斜面ヲ以テ量リタルモノハ其方積ニヨルヘシ、又更ニ量ルモノト雖モ姑ラク斜面積ヲ以テスル妨ケナシ  
但地籍帳ニハ平面積・斜面積ト分記スヘシ
- 第三項 実測ハ国・郡・町村境界又ハ山頂・岩石等、不動物ヲ測点ト定メ地盤ノ大体ヲ繫縛スヘシ  
但測点ハ数ノ多キヲ必要トス
- 第四項 方積ハ方六尺〔曲尺〕ヲ以テ壹歩トシ、其十分一ヲ以テ一合〔方曲尺一尺八寸九分七厘余〕トシ、其十分一ヲ以テ一勺〔方曲尺六寸〕トス
- 第五項 地籍ノ方積ハ市街・郡村ヲ問ハス総テ反別ノ称ヲ以テスヘシ
- 第六項 官有地ノ方積ハ市街・郡村ヲ問ハス勺位マテヲ存シ才位ハ勿捨タルヘシ
- 第二十四條 地籍帳ヲ調製スルハ雛形ニ照準、遺漏ナク記載シ、一町村土地ノ面積ヲ全フシ、地図ニ施ス所ノ符号〔イノ部・ハノ部等、改租ノトキ便宜設ケタル区画ノ称ヲ云〕・地番・地目ト齟齬セサルヲ必要トスヘシ  
但官民有未定ニ係ル地ハ地籍帳ノ末ヘ別項ヲ設ケ地目ヲ分チテ記載スヘシ
- 第二十五條 地図ヲ製スルノ順序ハ先ツ符号〔イノ部・ハノ部等、改租ノトキ便宜設ケタル区画ノ称ヲ云〕限り図ヲ製シ、其符号限り図ヲ以テ町村全図ヲ製スルモノトシ、尚左ノ各項及ヒ雛形ニヨツテ調製スヘシ
- 第一項 地租改正ノトキ製シタル図ニヨルト雖モ、其已后変換シタルモノ及ヒ若シ官有地等ノ漏レタル所アレハ之レヲ補足シ、一町村ノ地域ヲ完全ナラシメ着色等ヲ以テ製図シ、其凡例ト地籍帳ニ記載スル符号・地番・地目ト齟齬セサルヲ必要トスヘシ
- 第二項 符号限り図ハ千二百分一〔曲尺五厘ヲ以テ一間トス〕ニ製シ、之レニ登載スルモノ、左ノ如シ  
但其根拠トスル図ノ見取ニ係リ千二百分一ト制限ヲ立難キハ千二百分一ノ目的ヲ以テ製スヘシ、然リト雖モ一村落限リ又ハ符号限リノ大体ヲ測量シタル図アラハ其図形ニ基ツキ千二百分一ノ割合ヲ求ムヘシ
- 一 周囲ニ接スル国・郡・町村又ハ符号限リノ境界及ヒ其名称
- 二 一筆限リノ分界及地番号
- 三 方位
- 四 道路・河川・堤塘・溝渠・田畑・宅地・山林・原野・池沼等、総テ地目ノ色分ケ
- 第三項 全図ハ六千分一〔曲尺一分ヲ以テ一間トス〕ニ製シ、之レニ登載スルモノ、左ノ如シ  
但其根拠トスル図ノ見取ニ係リ六千分一ト制限ヲ立難キハ第二項但書ニ準シ六千分一ノ目的ニテ以テ製スヘシ
- 一 周囲ニ接スル国・郡・町村ノ境界及ヒ其名称
- 二 町村地域内ニ属スル符号限リノ境界及ヒ其名称
- 三 方位
- 四 河川及ヒ其名称
- 五 国道、県道、其他著名ノ称呼〔何往還・何越・何街道ト称スルノ類ヲ云〕アル道路、及ヒ町村ヨリ右道路ヘ通シ、又ハ甲町村ヨリ乙町村ヘ通スル道路
- 六 右道路ノ内、国道・県道及ヒ著名ニ係ル道路ノ名称
- 第二十六條 实地測量野帳、其他調査上ニ係ル書類・絵図ハ総テ紊乱セス后来保存シ置クヘシ
- 第二十七條 町村地籍帳・地図調製ノ上ハ之レヲ戸長ヘ指出シ、戸長ハ地種・地目ノ區別其他トモ総テ調査シ若シ誤謬等アラハ訂正セシメテ之レヲ郡長ヘ差出シ、郡長モ亦同様、調査ノ上、雛形ノ如ク奥書シ進達スヘシ
- 第二十八條 編製着手ノ期限示定シタル場合ニ於テハ、郡長ハ成ルヘク成功ノ速カナルヲ計リ、戸長ハ

此法法ニ随ヒ編製事業ヲ監督シ且成功ノ速  
カナルニ注意スヘシ

「 石川県何郡何〔町村〕地籍帳 」

凡例

- 一 所用名称等ノ区画ヘ記スヘキ無キハ空画ノ儘タルヘシ
- 二 民有地ハ総テ一筆毎記載ニ及ハス、一地目毎合計ヲ以テスヘシ
- 三 此帳簿ハ袋綴ニシテ綴目ニ編製委員、捺印スヘシ
- 四 入会地々籍帳等、右各項ニ同シ

(雛形本文中略)

右者当〔町村〕地籍編製候処、書面之通相違無之候、依テ  
地図一綴相添御届申候也

年月日

石川県何郡何〔町村〕地籍編製委員

何 某 印

、 、 、

、 、 、

右〔町村〕編製委員ハ悉皆連署スヘシ

戸長 、 、 、

石川県知事宛

右調査候処、相違ノ廉等無之ト認メ候也

年月日

石川県何郡長 何 某 印

「 石川県何郡〔何町・何村・何村〕入会地々籍帳 」

(雛形本文省略)

「 石川県何郡〔何町・何村・何村〕

錯雑地ニ係ル官有道路・溝渠・河川・堤塘地籍帳」

(雛形本文省略)

以上の「町村地籍編纂方法」の内容に関する注目点を若干、指摘しておこう。

第一に、各町村における地籍編纂事業の担当者の職名は、この準則の規定(第7条)では、吉野谷村の「編纂委員」ではなく、現門前町域の事例に見える「地籍編製委員」となっていることである。第8条第3項などに「地籍帳」という用語が登場しているが、前出の佐藤によれば、明治16年(1883)4月20日付の内務省達乙第16号で「地

籍帳」は「地籍」と改められている<sup>(64)</sup>。この「地籍帳」の用語に見られるように、この準則自体が中央の指示にかならずしも忠実に従っているわけではないように、各町村でもこの準則になにもかも縛られていたというようでもなさそうである。

第二に、第19条第7項で、民有地と道路・並木敷の境界が不分明の場合、民有地の測量を優先するよう規定していることである。ここには、土地私有権の保護を重視する政策的立場が垣間見られるが、当然、それはまた公私の境界問題での紛議を避け、事業を円滑に進めようとする姿勢の表れでもあろう。

第三に、内容の大半が、地租改正事業で確認された官民の所有地本体ではなく、その周辺や境界の領域に関するものであることである。これは、この地籍編纂事業が、地租改正事業における測量(地押丈量)と所有権確認の作業を補完するものであることを物語っている。さすれば、地租改正事業の結果を補正するために地押調査が実施される以上、その成果をふまえて地籍編纂事業を実施するという段取りをとるのが、その目的に最も適格的かつ効率的だと判断するのが自然だろう。ただ、その場合、官民の所有地本体について、地租改正時の調査結果をそのまま用いるとした、前述の第13・14条などの規定では、地押調査との関係で齟齬が生じる。前述したように、事業がかならずしもこの準則通りに実施されているとは限らない面もあるが、この問題が実際にどう処理されていったのかを検討する作業は、ここでは後日の宿題とせざるを得ない。

石川県は、この準則の基づく地籍編纂事業を実施するため、どのような指導方針をとったのだろうか。以下、県の布達を手がかりに、それを追跡してみよう。

明治19年(1886)1月25日付の県布達甲第12号で、加賀国<sup>かほく</sup>河北郡の各村に対して、同年1月11日現在の地籍を編製し、地籍帳と地図を同年7月31日までに提出するよう、次のように指示した<sup>(65)</sup>。

昨十八年甲第百九十五号布達町村地籍編纂方法ニ抛リ河北郡各村地籍本年一月一日ノ現在ヲ以テ編製シ其地籍帳  
地図ハ本年七月三十一日限戸長役場ヘ差出スヘシ

但地籍編製委員氏名来二月十日限届出ヘシ

右布達候事

しかし、同年6月28日付の県布達甲第101号で、調査

現在日を同年7月1日に修正し、提出期日を削除している<sup>(66)</sup>。地籍編纂事業は、同年1月25日付で河北郡に対し県下で最初に着手が指示され、僅か半年の事業期間で完了することが命ぜられたわけだが、半年たつてもはかばかしい進展がみられなかったようである。そこで、調査現在日を繰り下げることで、実質的にその着手を再度指示するとともに、一転して事業期間を限定しない方針に転じたのである。この背景には、地押調査とそれに伴う地価修正の作業、とりわけ政府が石川県の地価修正に踏み出したことで、その実施が待たなしのものとなった後者との関連という問題があると考えられる。

もともと、同年7月31日付の県布達甲第117号で、加賀国石川郡の各町村に対して、明治20年(1887)1月1日現在の地籍を編製し、地籍帳と地図を同年7月31日までに提出するよう、次のように指示した<sup>(67)</sup>。

昨十八年甲第九十五号布達町村地籍編纂方法ニ抛リ石川郡各町村地籍来ル二十年一月一日ノ現在ヲ以テ編製シ其地籍帳地図ハ本年七月三十一日限戸長役場へ差出スヘシ

但地籍編製委員氏名本年十二月二十八日限届出ヘシ

右布達候事

ところが、石川郡の場合も事業は大幅に遅れ、提出期限を半年も過ぎた明治21年(1888)1月21日付の県令第10号で、調査現在日と提出期限をともに丸1年延期する措置がとられている<sup>(68)</sup>。県当局は、その線で全管内の足並みを揃えようとしたものと思われる。同年1月26日付の県令第11号で、加賀国江沼・能美両郡と能登国羽咋・鹿島・鳳至・珠洲4郡に対して、同年1月1日現在の地籍を編製し、地籍帳と地図を同年7月31日までに提出するよう、次のように指示した<sup>(69)</sup>。

町村地籍編纂方法書別冊各町村へ一部宛下付候条本年一月一日ノ現在ヲ以テ編製シ其地籍帳及地図ハ来ル抛リ石川郡各町村地籍来ル七月三十一日限リ戸長役場へ差出シ編製委員氏名ハ来ル二月十日限届出ヘシ

但編纂方法ハ別ニ主務課ヨリ回致セシムヘシ

さらに、提出期限の規定を削除されていた河北郡についても、調査現在日と提出期限をともにこの線に統一する措置をとっている<sup>(70)</sup>。これを要するに、結局のところ、石川県において地籍編纂事業が県下一斉に本格的な取り

組みが始められたのは、地押調査に伴う地価修正が終了したと見られる明治21年初頭以降である。それが地押調査における諸帳簿・図面の調製作業と重なり合う形となっている点は、地押調査と地籍編纂の関連如何という関心からは注意されるべきだろう。そもそも、地籍編纂事業の準則が地押調査に伴う地価修正に取り組む県の作業方針(地租検査手続付録)と同時期(明治18年12月)に定められていることは、石川県には当初から二つの事業を関連づけて進めようとする意図があったことをうかがわせるのではなかろうか。

ところで、県下一斉に本格的着手から僅か半年後の同年7月31日の提出期限に向かつて、順調に地籍編纂事業が進んだかと言えば、どうもそうではないようである。前述したように、明治21年5月16日以降における地籍編纂事業の実施過程で用いられたものと考えられ、地図の雛形<sup>(71)</sup>が添付された冊子が存在し、また、調製された地図を確認する文書が明治24年(1891)8月12日付で作成されている。これらに徴すると、地籍編纂事業は、提出期限以降もしばらくは続けられていたと考えざるを得まい。

## まとめにかえて

ここでは、石川県の地押調査について検討を試み、以下の歴史認識を開示し得たと思われる。

すなわち、石川県の地押調査は、明治19年以降に着手され、明治20年後半以降、県が全管内で、それに伴う地価修正による減租を掛け声に、その促進をはかったと見られる。その結果、地押丈量をふまえた地価修正は、明治21年初頭には終了したと考えられる。引き続いて、地籍編纂事業が、地押調査における諸帳簿・図面の調製作業と重なり合う形で、本格的に着手される。それは、地押調査に伴う地価修正に取り組む県の作業方針と同時期に定められた準則を手引きに実施され、中央でこの事業が打ち切られた後も暫くは継続されたものと見られる。

これらは、石川県の地押調査の全貌を明らかにする作業にとって、僅かな手がかりにすぎない。その経緯と実態の本格的な究明は、依然、今後の課題として残されている。

注

- (1) 内閣官報局編『法令全書』第17巻ノ1、原書房、1976年7月、7～12頁を参照。以下、『全書』17ノ1と省略。
- (2) 『全書』17ノ2、1976年8月、619頁を参照。
- (3) 「明治十八年地押調査始末」(大蔵省主税局編「地租関係書類彙纂」所収〔大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第七巻、改造社、1933年3月所収。以下、『集成』7と省略)〕、401頁を参照。
- (4) 拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、2001年7月、87～88頁を参照。
- (5) 有尾敬重『本邦地租の沿革』日本勸業銀行内毎月会、1914年12月(復刻版、御茶の水書房、1977年9月)、141～142頁を参照。
- (6) 「明治二十二年八月法律第二十二号特別地価修正始末」(前掲「地租関係書類彙纂」所収)、407頁を参照。
- (7) 福島正夫『地租改正の研究』増訂版、有斐閣、1970年11月、500～502頁を参照。
- (8) 塚田利和『地租改正と地籍調査の研究』御茶の水書房、1986年2月、125～151頁を参照。
- (9) 佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』古今書院、1986年11月を参照。
- (10) 佐藤甚次郎『神奈川県明治期地籍図』暁印書館、1993年4月を参照。
- (11) 前掲佐藤『明治期作成の地籍図』Ⅷ「地押調査における更正地図」、同『神奈川県明治期地籍図』第4章「地押調査での地図更正」を参照
- (12) 前掲福島『地租改正の研究』「地租改正年表」、28～32頁を参照。
- (13) 『全書』17ノ2、620～653頁を参照。
- (14) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第5巻、明治財政史発行所、1927年3月、775～779頁を参照。以下、『財政史』5と省略。
- (15) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。以下、本稿所引の史料は、合字を片仮名に解き、異体字や略字を常用漢字ないし正字に改め、割注に亀甲括弧を付すなど、出典の表記を適宜改めた。
- (16) 地租検査手続第9条は次の通りである(『財政史』5、778頁)。

第九条 前条ノ検査ニハ兼テ本庁ニ保存セル該町村ノ  
 絵図面及ヒ段別帳ヲ携帯シ又丈量ノ時ニハ尚  
 其検査ニ要スル諸器械ヲモ携帯スヘシ

- (17) 地租検査手続第11条は次の通りである(同上、779頁)。

第十一条 実地検査ニ臨ミタルトキハ猶左ノ事項ニ当  
 ルモノナキヤ否ニ注意スヘシ若シ之レアル  
 コトヲ認知スルトキハ該地所有主又ハ借地  
 人、小作人ニシテ其所犯ニ係ル者ヨリ始末  
 書ヲ徴シ地租条例ニ照ラシテ告発ノ手続ヲ  
 ナスヘシ

無届ニテ地目ヲ変換セシムヘシ

無願ニテ第二類地ヲ開墾セシ者又ハ開墾

年期中当初ノ目的ヲ改メ他ノ地目ニ変セ  
 シ者又ハ免租地ヲ有租地ト為セシ者

- (18) 地租検査手続第4条は次の通りである(同上、776頁)。

第四条 丈量検査ノ要領左項ノ如シ

第一項 丈量ノ検査ハ地租条例第五条同取扱心得書  
 第三条、第四条、第五条、第六条、第七条  
 ノ旨趣ニ拠ルヘシ若シ検査上申立<sup>(マ)</sup>ノ段別又  
 ハ坪数ニ相違アルコトヲ認知スルトキハ該  
 地所有主ニ命シ再調ヲ為サシムヘシ

第二項 數十筆連接セル土地ノ丈量検査ハ每地ヲ為  
 スニ及ハス約ネ十筆ニ付三筆以内ヲ目的ト  
 シテ点検シ其総数<sup>(マ)</sup>ノ可否ヲ決スヘシ

第三項 検査ニ際シ元段別<sup>(マ)</sup>ニ比シ減歩シアル場合ニ  
 於テ其連続地同所有者ナルトキ又ハ境界ノ  
 不明瞭ナルトキハ其比隣地ヲモ検査シテ正  
 否ヲ査定スヘシ

なお、地租条例第5条は次の通りである(『全書』17ノ1、8  
 頁)。

第五条 土地ノ丈量ハ曲尺ヲ用ヒ六尺ヲ間ト為シ方卷  
 間ヲ以テ歩ト為シ三拾歩ヲ畝ト為シ拾畝ヲ段  
 ト為シ拾段ヲ町ト為シ但市街宅地ハ方卷間ヲ  
 以テ坪ト為シ坪ノ拾分壹ヲ合ト為シ合ノ拾分  
 壹ヲ勺ト為ス

また、地租条例取扱心得書第3・4・5・6・7条は次の通りで  
 ある(『全書』17ノ2、621～622頁)。

第三条 凡土地ノ丈量ノ三斜法ヲ用ヒ其地主ヲシテ之  
 ヲ為サシメ其段別及ヒ野取絵図(第一号雛形  
 ノ如ク)ヲ差出サシメ然ル上主務官吏ヲ派遣  
 シテ其当否ヲ検査セシムヘシ

第四条 凡間未満ノ尺度ハ六尺ノ拾分壹ヲ分ト為シ分  
 ノ拾分壹ヲ釐ト為シ丈量ノ際端尺三寸ヨリ五  
 尺七寸マテ三寸ヲ増ス毎ニ六除ノ数ニ適セサ  
 ルモノハ之ヲ切捨テ五釐ニ止ムヘシ(〔即チ四  
 寸又ハ五寸ヲ得ルトキハ一寸又ハ二寸ヲ切捨テ三寸  
 此六除五釐ト為シ五尺九寸ヲ得ルトキハ二寸ヲ切捨  
 テ五尺七寸此六除九分五釐ト為ス〕其積算上ニ於  
 テハ一寸未満ヲ切捨ツヘシ但一筆ノ土地ニシ  
 テ一寸未満ナルモノハ合、尺迄ヲ用フヘシ

第五条 田畑ノ丈量ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ打  
 詰ニ為スヘシ

第六条 田畑ノ畦畔其地主自由ニ変更スヘキモノハ之  
 ヲ本地ニ量入シ其常ニ変更セサルモノハ之ヲ  
 除却ス(〔除却セシ畦畔ノ歩数ハ之ヲ本地ノ外書ト  
 シテ反別帳ニ記載スヘシ〕)畑宅地ノ一筆ノミニ  
 用フル通路及ヒ一筆内ニシテ其所有主便宜ニ  
 設クル小逕ノ類ハ總テ本地ニ量入スヘシ  
 崖高ノ地其崖脚中ノ畝入ニ必要ナル土地ハ之  
 ヲ本地ニ量入シ崖脚ニシテ多少ノ収利アル土  
 地ハ之ヲ本地ニ量入若クハ一筆ニ丈量スヘシ  
 一筆ノ田畑宅地内ニ孕在スル雑種地等ハ之ヲ

本地ニ量入スヘシ

第七条 山林原野雑種地等ハ其實際ノ平斜面ニ応シ三斜法其他適宜ノ方法ヲ以テ丈量スルモ妨ケナシ

(19) 地租検査手続第5・6条は次の通りである(『財政史』5、776~777頁)。

第五条 開墾下年期、荒地免租年期、低価ハ其地ノ現況ニ由リ地租条例ニ定ムル範囲内ニ於テ相当ノ年期ヲ付スヘキニ付テハ其年期査案ノ要領左ノ如シ

第一項 開墾地ニシテ嶮岨ノ山岳ヲ鑿平シ又ハ河海ヲ埋堆セシモノ等ノ如キ至難ノ場所ニ對シテ付与スル下年期ヲ長年期トス

第二項 同上池沼原野ヲ田畑ニナスタメ別ニ養水灌漑等ニ勞費ヲ要スル如キ場所ニ對シテ付スル下年期ヲ中年期トス

第三項 同上平坦ノ土地ニ工事ヲ加フルモノハ各々其目的ニ由リ勞費ニ多少ノ別アリト雖モ概ネ如此場所ニ對シテ付与スル下年期ヲ短年期トス

第四項 荒地ニシテ川欠、川成、海成、湖水成等ノ如キ復旧ニ至難ナル土地ニ對シテ付スル免租年期ヲ長年期トス

第五項 同上池成、押堀等ノ如キ土地ニ對シテ付スル免租年期ヲ中年期トス

第六項 同上山崩、石砂入、作土流失等ノ如キ土地ニ對シテ付スル免租年期ヲ短年期トス

第七項 低価年期ヲ要スル土地ニシテ其現況原地価ノ七割以下五割以上ヲ減シテ猶年期ヲ与フレハ終ニ其原地価ヲ復スヘシト視認ル土地ニ對シテ付スル低価年期ヲ長年期トス

第八項 同上五割未満三割以上ヲ減シテ猶年期ヲ与フレハ終ニ其原地価ヲ復スヘシト視認ル土地ニ對シテ付スル低価年期ヲ中年期トス

第九項 同上三割未満ヲ減シテ猶年期ヲ与フレハ終ニ其原地価ヲ復スヘシト視認ル土地ニ對シテ付スル低価年期ヲ短年期トス

第六条 前条ニ於テ付与スヘキ年期査案ノ要領ヲ示スト雖モ尚工事ノ難易被害ノ深淺ニ応シ實地適当ノ年期ヲ付シ彼此不權衡ナキ様注意スヘシ

(20)(21) 地租検査手続第8条は次の通りである(同上、778頁)。

第八条 地価ノ査案ニ係ル要領左項ノ如シ

第一項 地価ヲ査案スルトキハ地味ノ沃瘠耕耘ノ難易、水利運輸ノ便否等ヲ推究シ該地ハ地価ノ已定ニ係ル近傍同地目ノ何番地ト權衡ヲ同フスルヤ其標準タルヘキ土地ノ選定ヲ為スヘシ

第二項 前項ニ由リ標準ト為セシ土地ノ地番号、字名、地位等級、收穫段当リ額地価ハ其町村戸長役場ニ備フル帳簿及ヒ携帯ノ繪図面等

ニ照ラシ該地ハ帳簿ニ登記ノ箇所ニ相違ナキヤ否ヤヲ調査スヘシ

第三項 一町村内ニ於テ其標準ト為セシ土地ト地目、地位等級ヲ同フセルモノハ亦其收穫、地価ノ段当リ額ヲモ同フス

第四項 一町村内ニ於テ其標準ト為スヘキ同地目ノ土地ナキ場合ニ於テハ該地ノ收穫物又ハ所得金ヲ調査シ地租条例心得書第十条ニ拠リ算出スヘシ

なお、地租条例取扱心得書第10条は次の通りである(『全書』17ノ2、622頁)。

第十条 土地ノ丈量ヲ検査スルトキ主務官吏ハ地方庁ニ保存セル該町村ノ段別帳及ヒ繪図面ヲ携帯シ實地ニ丈量スルニ臨テ先ツ繪図面帳簿ニ照シテ其土地ニ接続スル土地ノ形状ヲ視察シ地番号ノ順序ヲ点檢シ町村ヨリ差出セシ野取繪圖ト検査スヘキ土地ト相違ナキヤ否ヲ審査スヘシ

前項ノ場合ニ於テ繪図面ト實地ト相違スルトキハ更ニ其近傍毎筆ノ地押ヲ為シ地番号ノ順序ヲ正スヘシ

(22) 地租検査手続第12条は次の通りである(『財政史』5、779頁)。

第十二条 實地検査ヲ了シタルトキハ各其項目限り類別統計シテ其増減ヲ明カニシ主税局長ニ報告スヘキ手続ヲ為シ復命書ト共ニ差出スヘシ

(23) 地租条例第16条は次の通りである(『全書』17ノ1、10頁)。

第十六条 開墾ヲ為サントスルトキハ地方庁ノ許可ヲ受クヘシ開墾地ハ十五年以内ノ下年期ヲ許可ス但年期中ハ原地価ニ依リ地租ヲ徴収ス

(24) 『集成』7、401頁。

(25) 同上、402頁。

(26) 同上、402頁を参照。

(27) 石川県の加賀・能登両国諸郡の改租時における地価算定米価は、大蔵省編『府県地租改正紀要』復刻版、御茶の水書房、1979年7月、783~784頁を参照。

(28) 『財政史』5、623~639頁を参照。

(29) 同上、629頁。

(30) 同上、634頁。

(31) 同上、639~660頁を参照。

(32) 同上、651~652頁。

(33) 蝶屋村史編纂専門委員会・蝶屋村史編纂委員会編『蝶屋の歴史』集落・資料編、美川町、2002年9月、360頁。

(34) 丹羽邦男『形成期の明治地主制』塙書房、1964年11月、215~217頁を参照。

(35) 拙稿「石川県の割地慣行と近代的土地所有」(『金沢大学日本海域研究所報告』第30号、1999年3月)、また前掲拙著『日本の近代的土地所有』第6章、144~147頁を参照。

- (36) 『財政史』5、635～636頁。
- (37) 同上、639頁。
- (38) 前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、306頁。なお、「大西惣代」を蓮池村惣代大西五三郎と特定したこと、また蓮池村が西米光村等戸長役場が管轄する連合村に所属することについては、同書 297～307頁所収の諸史料とそれらの解説（拙稿）を参照。
- (39) 吉野谷村史編纂専門委員会編『吉野谷村史』史料編近現代、吉野谷村、2001年3月、50～51頁。
- (40) 石川県鳳至郡門前町西円山区所蔵。この史料は、後出の門前町所在の諸史料ともども、門前町史編纂事業に伴う資料調査で発見されたものである。なお、この史料文中の亀甲括弧部分は、出典では割注となっている。
- (41) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』、64頁を参照。
- (42) 同上第3・4章、また拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、1993年10月、第1編第2・3章を参照。
- (43) 前掲「明治二十二年八月法律第二十二号特別地価修正始末」、407頁。
- (44) 同上、412頁。
- (45) 前掲佐藤『明治期作成の地籍図』VII「地籍編纂事業で作成の地籍地図」を参照。
- (46) 同上、286頁。
- (47) 前掲『吉野谷村史』史料編近現代、51頁。
- (48)(49) 拙稿「連合村の形成—石川県吉野谷の事例—」（『金沢大学日本海域研究』第33号、2002年3月）を参照。
- (50) 石川県鳳至郡門前町六郎木・前田家所蔵。
- (51) 滝島功「地租改正事務局の基礎的研究」（『中央史学』第16号、1993年3月）、同「地租改正事務局の基礎的研究（続）」（『中央史学』第19号、1996年3月）を参照。
- (52) 前掲佐藤『神奈川県の明治期地籍図』、264～269頁を参照。
- (53) 前掲佐藤『明治期作成の地籍図』、284～285頁を参照。
- (54) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』第3章第4節を参照。
- (55) 『石川県公報』第214号、1885年12月24日付所載（石川県立図書館所蔵）。以下、『県公報』214と省略。また、石川県第一部文書課編『現行石川県令類纂』同課、1890年3月（同館所蔵）、153～186頁を参照。以下、『県令類纂』と省略。
- (56) 前出の前田家所蔵。
- (57) 石川県鳳至郡門前町和田区所蔵。
- (58) 『県令類纂』、187頁を参照。
- (59) 同上、188頁を参照。
- (60) 前掲佐藤『明治期作成の地籍図』VII「地籍編纂事業で作成の地籍地図」を参照。
- (61) 同上、また前掲佐藤『神奈川県の明治期地籍図』第5章「地籍編成における地籍地図」を参照。
- (62) 『県公報』214。
- (63) 明治19年(1886)2月16日付の県布達甲第31号で、次のように改正された（『県令類纂』、187頁）。  
明治十八年（十二月）甲第百九十五布達町村地籍編纂方法第十五条第三項左ノ通更正ス民有地第一種ノ地券面外書ニ為シタルモノ（畦畔ノ外ヲ云フ）ハ本地ト地目ヲ異ニ

スルニヨリ其外書地目方積ヲ本地ト分別シテ編製スヘシ  
但地券面内書ニ為シタル者ハ分別ニ及ハス

- (64) 前掲佐藤『明治期作成の地籍図』、285頁を参照。
- (65) 『県令類纂』、187頁。
- (66) 同上、187頁を参照。
- (67) 同上、187頁。
- (68) 同上、187頁を参照。
- (69) 同上、188頁。
- (70) 同上、188頁を参照。
- (71) 冊子に添付された地図の雛形は次の通りである（前出の和田区所蔵）。

「用紙薄美濃紙

地目凡例一葉

石川県何郡〇何町村地図

全図一葉

符号限り図何葉

郡名ノ下へ入会地ハ〔〔何町・何村・何村〕入会

地図〕ト記シ、錯雑地ニ係ル官有道路等ノ図ハ

〔〔何町・何村・何村〕錯雑地ニ係ル官有道路・

溝渠・河川・堤塘地図〕ト記スヘシ

地図調製凡例

一 町村全図ニ毎符号着色スルハ只其部分ヲ判然ナラシ

ムル為ナレハ同色ノ並ハサル様、適宜各色ヲ配ルヘシ

一 甲号凡例ニ適當セサル地目アラハ乙号凡例ノ内ヲ以テ適宜採用スヘシ

一 官用地ハ甲号凡例ニ随ヒ着色ノ上、所用名称ヲ書スヘシ

但何警察署・何裁判所ト書スルカ如シ

一 隧道ハ地籍ノ面積ニ加ヘサルモノト雖トモ地図ニハ其路線ノ模様ヲ凡例ノ如ク写スヘシ

一 錯雑地図ハ每一町村分ケテ製スル〔編纂方法第十条第二項〕ニ付テハ全図・符号限り図調製ノ別、左ノ如シ

一 甲町村全図ヲ製スルニハ錯雑ノ全体ヲ写シ、其甲町村土地ヲ全図雛形ニ準シ色分ケヲ以テ符号限りヲ分別シ、乙町村土地ハ符号界ト符号ノ名ヲ書シ色ヲ付着セス素紙ノ儘トシテ製シ、其錯雑ニケル以上ナルトキハ乙丙丁町村土地ノ分別ヲ要スルニ付、適宜驗シヲ付着シ以テ之ヲ分別スヘシ、乙町村全図ヲ製スルモ右ノ反対ヲ以テスヘシ、丙丁町村全図、之ニ準ス

二 甲町村符号限り図ヲ製スルニハ其ノ符号限り錯雑ノ全体ヲ写シ、甲町村土地ヲ符号限り図雛形ニ準シ色分ケ等ヲ以テ地目其他ヲ詳明ニシ、乙町村土地ハ筆界ト地番ヲ記シ色ヲ付着セス素紙ノ儘トシテ製シ、其錯雑ニケル以上ナルトキハ全図ト同シク乙丙丁町村土地ノ分別スヘシ〔分別ノ驗シヲ付スルハ甲町村地目等ニ差支ナキ驗シヲ設クヘシ〕、乙町村符号限り図ヲ製スルモ右ノ反対ヲ以テスヘシ、丙丁町村符号限り図、之ニ準ス

三 官有道路・溝渠・河川・堤塘ハ甲乙町村ノ分別ヲ為サス別紙ニ製スルヲ以テ全図・符号限り図共、前二

- 項ノ如キ分別ヲ要セス
- 一 飛地ノ錯雑地ハ当該町村地図ニ属シテ製スルシ雖モ〔編纂方法第十条第三項〕、其錯雑ノ全体ヲ写ス等、前項錯雑地ニ準シ調製スヘシ、之レニ属スル官有道路・溝渠・河川・堤塘モ前項第三ニ同シ
  - 一 全図・符号限り図及地目等ノ凡例トモ一町村一綴ト為シ、錯雑地ニ係ル官有道路等ノ地図及入会地図モ各別一綴トシ袋綴ニ仕立、綴目ニ編製委員、捺印スヘシ
    - 甲号 地目并境界等凡例（省略）
    - 乙号 地目凡例（省略）
- 何町村全図（雛形省略）  
 何之部限ノ絵図（雛形省略）  
 右者何町村〔町村・何村・何村〕入会地図〕〔何町・何村・何村〕錯雑地ニ係ル官有道路・溝渠・河川・堤塘〕地籍編製ノ為メ地図調製候処、何葉ノ通、相違無之候也

年号月日

石川県何郡何町村

地籍編製委員	何	某	印
全	、	、	、
全	、	、	、

地主惣代 〃 〃 〃  
 但二名以上アレハ皆ナ連署スヘシ  
 戸長 〃 〃 〃  
 入会地図ハ関係町村残ラス右ニ準シ連署スヘシ、錯雑地ニ係ル官有道路等ノ地図并ニ耕宅地等ノ地図トモニ関係町村残ラス連署スヘシ  
 隣町村何郡何町村  
 地籍編製委員 何 某 印  
 全 〃 〃 〃  
 全 〃 〃 〃  
 地主惣代 〃 〃 〃  
 但前ニ同シ  
 戸長 〃 〃 〃  
 周囲ニ係ル隣町村ハ悉皆右ニ準シ連署スヘシ

（付記）本稿作成にあたり、千野原実氏より種々教示を得た。とくに記して謝意を表したい。